

5.6 発展戦略各論

5.6.1 工業セクター発展戦略

(1) 林業資源の安定供給と木材加工産業の高度化

以下の方策により森林資源を活用した新たな循環型システムの創造を実現し、森林資源およびその関連資源の有効活用を計る。

1) 林業資源の安定供給

資源の循環利用による林業資源の健全で持続的な育成

懐化において将来の森林の有効活用と生態系保全に配慮した持続可能な森林経営を実現する。

- ・森林管理システムを整備し、FSC（森林管理協議会）による認証など国際的森林管理標準を導入し、国際市場における懐化の木材製品の評価の向上を計り商品価値の向上を目指す。

森林管理の一貫として森林のゾーン化による計画的な森林管理と森林整備事業の実施、間伐等森林施業の推進、住民参加型の植林事業・森林整備の実施、森林情報管理の充実などを行なう。

- ・適正樹種研究のための林業研究所の設置

試験研究・林業技術開発の効率的推進と同時に林業技術の普及を行なう。

- ・クリーン開発メカニズム（CDM）に基づく植林事業への先進国資金の導入 CER の獲得

木材の安定供給体制の整備

木材及び木材一次加工製品の輸送システムと必要なインフラ整備を実施し、効率的かつ安定的に木材を供給できる体制を作る。

- ・林内道路網の整備
- ・水運による木材輸送システムの整備
- ・木材加工業の協業・共同化による規模化と近代化

木材の品質向上

木材の品質を高め、国内の木材供給拠点としての懐化のブランドを確立する。

- ・高品質・高規格木材製品の安定供給による産地化
- ・品質性能表示制度の整備

その他林業資源の活用

- ・木質バイオマスの利用の促進
- ・木材人工乾燥施設へのバイオマスエネルギーの利用

2) 木材加工産業の高度化

高付加価値木製製品の産業化

例えば、パーティクルボード、繊維版（MDF、HB 等）、（OSB）の加工素材、LVL、PSL、集成材等高品質の建設用構造材、木製家具、フロアリング材、プレカット等の木製品の商品化を進める。このため、投資誘致を行なうと同時に、地元林業企業の統合、共同事業化により高付加価値木製製品の事業化を促進する。

最新技術を用いたパルプ工場・製紙工場の誘致

市内の既存中小パルプ企業を統合し、外部資本を導入して環境負荷の少ない大型で近代的パルプ工場及び製紙設備の投資を促進する。これにより水利用、エネルギー利用の面でも効率的な生産を実現すると同時に、工場廃水による水質汚濁の防止、有害大気汚染物質の削減、廃棄物の有効活用を図る。

木製品のマーケティング活動強化

沿海部の木製品加工地、国内市場及び輸出市場とのビジネスを活発化し、更に投資を誘致するためにマーケティング活動を強化する。

- ・オーガナイザー機能を果たす問屋、商社などの誘致
- ・デザイン、品質向上のための技術導入
- ・懐化ブランドの確立

(2) エネルギーの高度活用による循環型エネルギー供給システムの創造

水力発電とバイオエネルギーの統合により安定した循環型発電システムを構築する。

水力発電

中小水力発電 IPP 事業者の投資奨励を含め水力発電能力の拡大を図る。

バイオマスエネルギーの活用

パルプ工場からの黒液、樹皮、林地残材、製材所廃材等を活用した木質バイオマスエネルギーの生産を促進し、水力発電とバイオエネルギーとの統合を図り、水力発電偏重の欠点を補う。

- ・民間企業のバイオエネルギー部門への投資を奨励する。
- ・木質バイオマスエネルギー技術の研究と適正技術の普及
- ・民間投資企業に対する情報の提供と技術・金融の支援措置
- ・地元林業企業の共同事業形式による木質バイオマス発電事業の共同実施促進

余剰電力の活用

余剰電力を活用した事業を拡大する。既存のアルミ、電解マンガン等に加えて新たに電解プロセスを用いる産業の育成を図る。また、将来的には電解水素を利用した燃料電池を生産する。

戦略案提言の背景

林業産業の現状

森林資源は、湖南省第1位。

主要樹種：馬尾松、杉、ポプラ、ユーカリ。樹種の調整を実施中（杉から松へ）。

年間伐採量：300 万 m^3

林業加工品：中密度合板、多層合板、竹の床材、コンパネ、松香

製材所は郷鎮企業を含めて1,000～2,000箇所。加工能力 年間50 万 m^3 。

製紙工場10ヶ所（年間5万トンが最大）。年間30万トンのパルプ工場を建設予定。

年間松伐採量100万 m^3 のうち60万 m^3 をパルプ工場に向ける。残りは周辺地域から調達。第一期（15万トン）は十分、第二期（15万トン）用に250万ムーの植林を予定。小さいパルプ工場は閉鎖も計画。

問題点

- ・工業基盤が脆弱。
- ・私営企業の発展が不十分。
- ・外資誘致力が弱い。
- ・人材が不足。

課題

- ・産業の多角化、新規産業の創出、産業基盤の形成

- ・市場開拓（周辺市場、西部地域、沿海部）及び市場創出
- ・中小規模企業が中心となった市場隣接型産業の振興
- ・投資誘致

今後の開発の方向

- ・周辺市場の開拓、西部地域、沿海部市場の開拓
- ・西部地域、沿海部との企業連携ネットワークの構築策
- ・林業資源の活用方法の検討
- ・周辺市場向け製品、物流拠点における加工業など新規産業の振興
- ・周辺の原材料の活用、技術導入の促進、産業基盤の形成
- ・地域産業クラスターの創出支援策、多様な地域内企業連携ネットワークの構築策
- ・民間の活力を最大限に引き出す事業環境の整備

5.6.2 中小企業振興戦略

(1) 懐化市中小企業の現状

- 1) 懐化市では中小企業が 99.9%を占める：売上高 500 万元以上 143 社、1,000 万元以上 77 社、5,000 万元以上：60 社
- 2) 登録資本金 50 万元以下の企業は約 9,000 社（内、国有企業が約 7,000 社）、个体経営が 6 万 6,000 軒で懐化市全域に分布。但し市場経済は脆弱で、私営企業の競争力は弱く（民間経済は GDP の 40%のみ）、投資の主力は国有企業である（70%が国有企業投資）。
- 3) 市域内には 1,076 社（国有 280 社、私営 790 社）の中小企業と 1 万 3,000 軒の个体経営企業があるが、私営企業は主としてホテルや貿易に従事している。
- 4) 2002 年の GDP 額は第一次 25.4%、第二次 27.0%、第三次 47.6%であり、就業人口別では第一次 67.6%、第二次 9.7%、第三次 22.7%となる。第二次産業から建設業を除くと第一次産業よりも低くなり、「工業化」は懐化の重点目標となっている。
- 5) 同年の工業関連企業は 356 社（大手 8 社、中型 16 社、小型以下 332 社）で、従業員数 9.9 万人、固定資産 134.9 億元、総生産高 44.8 億元、増加値 28.47 億元となっている。
- 6) 商業・貿易の市場開発は私営企業主導。
- 7) 奨励業種は電気化学を含む電力関連、食品加工、製薬、竹木材加工であり、周辺 5 州向けの服飾、建材、紡績、卸業は今後も有望と考えられている。

(2) 中小企業振興戦略：ネットワーク構築を基盤とする卸売及び小売業の協業化・合理化促進

- 1) 卸売業及び小売業同業会（法人）の組織化を通じ、中小企業振興の最大の課題である信用（融資）問題の解消と合理的取引基盤の実現、販売・流通業界の活性化を目指す。

2) 信用保証

- ・同業会を基盤とする信用保証システムの構築と運転資金融資を目的とする小額融資制度の創設：个体企業を含む会員企業から徴収する保証基金特別会費により保証基金を創設。この業界保証基金を基盤とし、金融機関との合意に基づく（業界）独自の信用審査システムによる融資斡旋を行う。
- ・更に、会員の余裕資金の運用を兼ね、有限の担保提供に基づく設備投資資金向け中長期の共同担保機構を設立する。これら信用保証の提供に当たっては、会員相互間における信用提供であることから信用状況を詳細に知ることが可能であり、債権不良化のリスクも低いこ

とから、通常の信用保証料率より低い利率を適用することも可能である。

- ・この共同担保機構へは、規約に則りその他の民間資金も受け入れる。

3) 取引基盤の改善と業界活性化

- ・共同仕入れ等の協業化にあたり、ネットワーク化された同業会を通じ、卸売り業者に対する仕入れ決済条件の緩和(同様に卸売業においてはメーカーに対する仕入れ保証金の減額)等の交渉を行い取引条件の改善を目指す。
- ・小売同業会の調整機能を用い、消費者の購買意欲を盛り上げる共同販売企画や、変化に富む現代的な商店街作りに取り組む。
- ・卸売業同業会と小売業同業会が共同で消費者の嗜好調査・消費者ニーズ分析や売れ行き商品調査を行い仕入れの合理化に資する。
- ・同様に消費者サービスセンターを開設し、消費者の意見を直接聴取しメーカーへの商品企画に反映させることにより、メーカーとの力関係においてバランス確保を目指す。

4) 市政府により必要とされる施策

- ・同業会の組織化(ネットワーク化)、信用保証システムの構築、経営診断、経営指導、経営相談、経営者・従業員研修、各種BDSの派遣・紹介等の機能を有する中小企業服務中心の設立と私営経済との有機的連携体制の構築。

5.6.3 農業、農産物加工、バイオ

懷化市は急激な都市化、農民の都市住民化がおこっている。「急激な都市化、農民の都市住民化の中で、農民と農村が持続的に豊かになり、農村の人々が幸福になってゆくにはどうしたらよいか」がここでのテーマである。このテーマに対して、急速な経済発展と都市化を経験した日本の経験に照らし合わせ、中国と懷化市の実情をふまえ、懷化市が今後直面するであろう都市化の中で、今後の懷化の農村・農業、農村住民が豊かになるための戦略を提示する。

a. 世界共通の課題：グローバリゼーションの中で農村地域が如何に活力を保つか？

日本は戦後、急速な工業化、都市化が起きた。日本の農業は、終戦直後は食糧増産という「量」が重視され、その後、農業を他のセクター並みの生産性と所得を実現しようと、農業の近代化と少数精鋭による大規模化を図ろうとした。農業の基盤整備や化学肥料や農薬、施設、機械などの多用により土地生産性はあがったが、大規模化は進まなかった。工業化の過程で、都市近郊では兼業農家になりなっているが、農村から若年層が都市や工業セクターに移動し、特にアクセスの悪い山村などは、過疎化、高齢化が起きている。この対策として、都市セクターから徴収した税を、農村に基盤整備や補助金としてつぎ込んでいるが、この流れは止められず、農村の経済は低迷し、高齢化、近年の価格競争に太刀打ちできず、農地の放棄、山林の放棄が起きて、農村の疲弊が進んでいる。この結果、一極集中で繁栄しているが住みにくい大都市、低迷する地方都市、疲弊している農村という形になっている。農村地域でも、工場誘致によって開発を図ろうとした地域もあるが、工場誘致など外の資本に依存した地域は、不景気になると工場撤退し経済が低迷している。また、農業の大規模化・商業化を図り、価格競争を乗り切ろうとしたしているところもあるが、ローンを抱え倒産するものも多い。国全体の食糧自給率はカロリーベースで40%、

林業の場合の木材自給率は20%まで低下している。

国際的な価格競争の中で、勝ち組といえども農村の疲弊は起きている。米国は食糧自給率も高い勝ち組であるが、大農場が輸出用の食糧を作る一方で、価格競争で破れた家族農業が倒産して過疎化が進み地域社会が崩壊し、大農場主とその労働者しかいない社会となりつつある。このように、国際的な競争の中で、農業生産者が顔の見えない競争に巻き込まれ、農村地域が衰退しており、グローバリゼーションの中で、地域が如何に活力を保つかというのは、先進国、途上国にかかわらず、世界共通の課題ともなっている。

現在の日本では、地域に密着し、暮らしの延長型の農業が活力を保っているものが多い。最も重要な地域資源である人材が農村から流出しており、人材を引き戻し、また、他の地域資源の切り売りをやめ、持続可能な形での活用をするということがポイントとなっている。これらの共通点は、地域資源の活用、環境との共生、有機農業など環境に優しい農業、食の安全性の確保、都市の消費者との顔の見える関係の構築などに加え、「地産地消（身土不二）」、「医食同源」など思想的なものも背景になっている。

この背景には、日本の農業近代化により、化学肥料や農薬を多投することにより、生産者の間では農薬公害の被害が相次ぎ、また消費者側でも食の安全性への不安が大きくなったことがある。食の安全性の問題は、農薬や化学肥料だけでなく、重油など化石エネルギーを多投した施設栽培により旬を無視した農産品や、狂牛病、工業型の畜産などによる家畜に対するストレスの増大で不健康な家畜の肉が生産されるという「家畜福祉」の問題も、食の安全性に対する不安要因となっている。更に、ここ数年、大規模な食品会社による食品表示偽造問題により、消費者の不安を増大している。また、子供たちの間ではアレルギーを持った子供が増え、アレルギーは幼少の間に治さなければ、生涯苦しむことになるので、母親達の間では有機農産物のネットワークからの購入などが熱心に行われている。日本ではここ何年か少年の凶悪犯罪やすぐキレル子供など「心の不健康」な若者が増加しており、これらの要因の一つが食の安全性の問題とも言われている。また、都市生活者も豊かさを求め、金銭的には豊かになったが、ストレスなども増え、真の豊かさを追求していることもある。

代表的な取り組みである有機農業は1970年代から、農薬公害で苦しむ生産者や食の安全性に不安を持つ消費者など人々の中から取り組みが始められた。10年程前までは、政府や農協、近隣農家から白い目で見られ、あるときは、これらの巨大な力と戦いながら進められ、最近ようやく市民権を得られるようになった。有機農業は、生産者と消費者が直接結びつく「産消提携運動（産地直送）」という形で始められ、安全な農産物かどうかは顔の見える関係による信頼関係を構築するということが行われた。こうして、各種の有機農産物のネットワークや生活協同組合と生産者の提携などが広がっていった。1980年代から市場に有機やオーガニックなどの表示が氾濫し始め、政府は2001年より有機農産物と加工品の標準化・規格化を行い、第三者認証制度と有機マークを設けた。政府は農林水産省が、1999年に持続性の高い生産方式の導入の促進に関する法律を成立させ、環境保全型農業を奨励するという、世界的な動きや市民の動きを後追いする形となった。

b. 中国の経済成長のパターン：工業団地と外資誘致の西部への導入の危うさ

ここ10数年の中国の経済の急成長は、沿海部を中心とする都市・工業セクターに引っ張られ成長してきた。これらのセクターでは、低コスト生産を武器に、資本、技術、ノウハウなどを外

資に依存し、市場も外国市場に依存してきた。各都市のとった方策は工業団地を整備し、外資を誘致するというものであった。農村も都市・工業セクターの発展に引っ張られ、長江デルタなどでは、上海周辺の都市の発展の後背地として、地価上昇による不動産ビジネス、農村への工場誘致、都市・工業セクターでの勤労などにより豊かになっている。また、山東省では、日本の商社の技術指導による野菜栽培で日本向けの野菜生産を行い、有機野菜も生産している。しかし、今後中国の経済成長により生活水準が向上し、為替レート調整で元の切り上げがあれば、価格競争力は一瞬にしてなくなり、外資は引き上げてゆくというリスクがある。1970年代の日本は、ドルショックという急激な為替レートの切り上げで、多くの輸出企業が困難に陥り、特に、地方ではその影響が大きかった。中国は日本の10倍の人口を擁して市場規模も日本とは比べ物にならない程大きいので、その時までには、内需中心の成長に脱皮を図る必要がある。現在、多くの内陸の都市や農村地域も沿海部と同様に、工業団地を開発して外資や他の地域からの資本の工場を誘致しようという開発の形をとっている。このような外の資本に依存した開発は、沿海部より条件の劣る内陸部では、不況になると、一斉に引き上げて、その地には何も残らないという恐れがある。

c. 懐化の農村の人々が環境と共生しつつ豊かになる道

懐化市は内陸部にあり、沿海部と同じやり方をしても勝てない。内陸部の強み、良さを活かし、懐化の地域資源を活かした、戦略を策定する必要がある。まず、懐化の地域資源などの強みをあげると、1) 自然資源、特に、森林とその周辺（菌類、薬草など）の資源の豊富さ、2) 東西のクロスロードという立地条件、3) 都市化の方針を持っていることがあげられ、一方、弱みとしては、4) 人材基盤の弱さがあげられる。強みである資源をいかに持続可能な形で活かし、人材基盤を作っていくかが求められる。

(1) 現状認識

1) 豊富な自然資源と低い活用レベル

懐化市は自然資源が豊富で、特に森林資源や菌類、薬草の種類が豊富であり、中国のハイブリッド米の発祥地でも果樹栽培の適地（ブドウ、柑橘）でもある。これらを十分に活用していない。

食品加工業は懐化周辺の県部にもあったが、沿海部との競争に負けて倒産した企業が多く、現在は麻陽のオレンジの缶詰、靖州のヤマモモ、淑浦のナツメなど少ししか残っていない。懐化職業技術学院にも食品加工の講座があったが、現在は就職先がないので1コースのみとなっている。

また、牧畜業分野では、懐化の国営貿易会社の元総経理が1997年に設立した会社が、上海からの総経理と懐化出身の技術者によって厳格な品質管理をし、生きた豚を香港、マカオ、広州、珠江デルタに販売している。現在は飼料工場も建設し、将来は加工もしたいとしている。

2) 東西のクロスロード：周囲500km（湖南、重慶、貴州、湖北、広西の辺境地区）への Gateway

懐化は長距離輸送を鉄道に頼っている中国での優位がある。現在は、長距離を列車で運ばれてきたものを、貴州省や重慶など周辺の省の辺境地からトラックが来て、多種多様なものを積んでいく。また、近い将来、高速道路と空港もできる。但し、トラックは周辺部からが多く、専門分化してない。将来的に、トラック時代になったときに、バイパスされるおそれがある。

3) 明確な都市化の方針

1つの目標3つの加速：周囲の中心となる目標のもとに、「三化」政策（「山区工業化」、「農業産業化」、「農村城鎮化」）という方針を持っており、この具体策として、「一線一圏」という明確な都市発展の方針を持っている。これは、懷化と洪江を結ぶ209号線の沿線42km（一つの線）と、懷化の周囲の半径16km（一つの圏）をモデルとして、工業化、都市化、農業産業化を図るものである。このアイディアは、何年にもわたって都市建設を行ってきた結果生まれたものである。

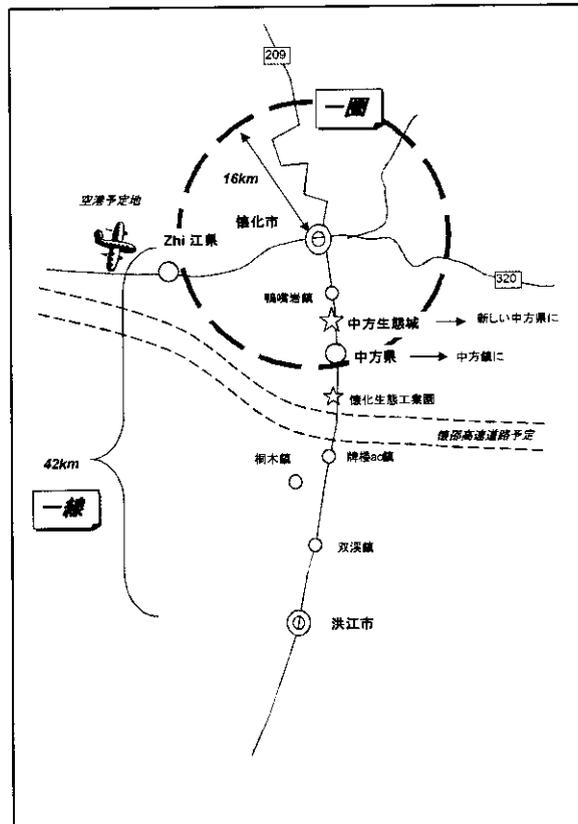


図 II.5.2 一線一圏のイメージ

出所：JICA 調査団作成

また、「農業産業化」では、以下の6つの重点分野を挙げている。①林業の産業化、②果物の生産と加工、③牧畜業の商品化、④漢方薬、⑤ハイブリッド米に代表される食料作物と経済作物、⑥水力発電を利用した産業、である。中方県に生態工業園を建設し、これらの産業を誘致したいとしているが、まだ目標の4割ほどの企業しか集まっていない。

4) 人材基盤の弱さ

高等学校進学率も60%程であり、農村の子弟は17～25歳の間80%程度が沿海部へ出稼ぎし、帰省する。高等教育機関が3つある。懷化学院、懷化医専、懷化職業技術学院。いずれも教育が主で、研究開発はこれからである。

懷化職業技術学院は2002年に安江農校（1965年に設立しハイブリッド米を開発した学校）と懷化機械工程技術学校が合併して設立された。学部は①情報処理、②通信、③機械、④電子、⑤

経済貿易、⑥動物科学と植物科学であり、情報処理が最も人気が高い。農業分野は動物科学と植物科学であり全学生の 10～20%を占めるが、牧畜、園芸、獣医以外は開講するほどの学生は集まらない。しかし、これら農業関係の学部卒業生のなかには、一旦出稼ぎに行き、資金や技術を身に付けた後に U ターンし、自分で牧畜や園芸を始める人もいる。

農村部では、政府の経済技術指導所で、農業技術の普及や指導をしている。現在は政府主導型の普及で、政府の指導者が視察などして技術を採り入れ、農民に広めている。将来的に農民のイニシアティブによる技術導入が求められる。

(2) 発展戦略

懐化は活力に溢れる都市であり、今までの中国の内陸部にはない「新しい都市の姿」の好例となりうる。活力、森林をはじめとする豊富な自然資源、東西クロスロードの立地、明確な都市化方針という強みを活かしながら、人材不足という弱みを補い、どのような新しい都市を作っていくか、都市の周辺の農村も疲弊することなく豊かになっていくかが課題である。

そのための戦略として、外部の資源に頼る沿海部の葉点を真似するのではなく、「**地域資源を活用して自立し持続的な地域の社会経済を築いていく**」ことである。具体的には次のことをあげる。

1) 森林資源を最大限に活用した環境共生型の持続可能な農村の構築：その内訳として、

- 1-1) 森林資源の活用方法の開発とユーザーとのネットワーキング、
- 1-2) 森林周辺資源であるキノコ類や薬草の活用、
- 1-3) 森林の適正管理と健康な家畜生産のための林間放牧の研究と導入、

2) 豊富な自然資源かつ東西クロスロードの立地という強みを活かし、劣化しやすい作物や果物（ブドウなど）を新鮮なまま市場に供給する物流の体制整備、

3) 布石として将来へ向けた人材育成を提案する。

この懐化の発展戦略の参考とするため日本での事例を紹介する。

a. 日本の森林活用型村づくりの事例：宮崎県諸塚村の環境共生村での産直住宅ネットワーク

日本の農村部では、前述のように過疎化、高齢化で農地の放棄、山林の放棄などで疲弊している。特に、林業では、木材価格の低迷や山村の過疎化で森林の手入れをしない「放置林」、更には、山林伐採後植林をしない「放棄林」などが発生し、森林の荒廃により地滑りなど災害の原因にもなっている。このような環境でも森林を持続的に保全しつつ、農村の経済の活性化を実現している農村がある。

この一つの事例が、宮崎県の諸塚村である。宮崎県はスギの素材生産日本一の県である。宮崎県諸塚村は、九州山脈の奥深くに位置し、天孫降臨伝説の地・高千穂卿の一角にあり、都市からのアクセスに恵まれていない。村の面積は 188km² 山村であり、面積の 95%が森林で、うち 98%が民有林で、その所有形態は山林面積 10-50ha の中規模の家族労働的な林家が中心となっている。村には 780 世帯、2,600 人が住んでおり、村の産業は第一次産業に 35%が依存している。村民は古くから森林と関わりながら生活しており、手入れの行き届いた針葉樹と広葉樹の混交のモザイク林相と呼ばれる、美しい森が広がっている。村では、森林を守り育てて共生を図ろうとする「林業立村」を目標としてむらづくりに取り組んでいる。

かつては宮崎県一の貧乏村とも呼ばれていたが、1955 年頃から（昭和 30 年代）林業、シイタ

ケ、茶、牛を四大基幹産業として、「家族単位の農林家での複合経営」による、「山に生きる林業立村」むらづくりを進めた。1984年（昭和59年）には、シイタケで10億円近い生産高という成果をおさめたが、その後、外国産シイタケの輸入による価格破壊、原木価格の破壊による生産者の意欲減退や過疎化・高齢化の進行による担い手不足が問題となっていた。

このような状況で、1996年から諸塚村と耳川広域森林組合諸塚木材加工センター、森林作業の第三セクター・ウッドピア諸塚の共同で「エコビレッジ諸塚プロジェクト」を始めた。これは、森林資源の有効活用と、都市と山村との独自の交流を促進することで、山村の人々が自信を持って生活していく基盤をつくることを目的としている。自然素材を使った家づくりの提案や体験交流ツアーなど地域資源、地場の素材を活用したエコビレッジイベントを企画し、単なる素材の直売や観光開発に終わらない、人にも、地球にも優しい生活提案型の交流運動の展開を図っている。これらの動きの積み重ねによって、地域の人々が自らの地域社会を研究し、自らの未来を自ら創造することが最終目的としている。

b. 諸塚方式産直住宅：山村から発信する環境共生型自然派住宅

この中でも「諸塚産直住宅」プロジェクトはその柱ともなるもので、川上（木材産地）と川下（住宅地）が人のネットワークを構築して、木材産地が情報発信して、コーディネートしている。「九州の家は九州の木で」として、九州地区限定の地域材による家づくりをめざし、1997年度から供給開始し、2003年度末までで70棟の諸塚村産直住宅が出来上がった。施主、設計者、工務店に木材生産現場に入ってもらい、生産者が上棟式や竣工式に参加するなど、木材生産社とユーザーの顔の見える仕組みを作ることに力点をおいている。



産直住宅のスタンスとしては、まず、環境に優しいことである。これは森林を守っていくことと、環境に優しい住宅づくりである。シックハウス等の住まいの環境汚染が叫ばれる中で、住宅による健康障害の原因といわれる化学物質をさけて、地元木材を中心にほんものの自然素材をふんだんに使った木の香りとぬくもりのある自然派家づくりを提案し、1999年に熊本大学医学部の協力で室内環境測定も行っている。

次に、できるだけ地域にあるものを使う「身土不二」の考えで、地域資源を活かしている。更に、売ったら終わりと言う一過性でなく、関係を継続してゆくことを大事にしている。そして、住宅の範囲を九州限定としている。これは、身土不二の考え、無駄な輸送エネルギーを使わないという環境負荷を減らすこと、顔の見える関係の限度を考えてのことである。

小さな村が産直住宅の取り組む一番の課題は品質管理であり、これは生産者側にとっても直接ユーザーと接するメリットともなっている。ユーザーが本当に必要としている素材がわかり、生產品の問題が即わかるようになる。例えば、市場では全く評価されていないが、建築の現場が

本当に求めている乾燥剤の重要性を認識し、廃れていた葉付き自然乾燥木材（葉枯らし材）の取り込みも行っている。これは、人口乾燥に比べて、色つやや香りが際立ち、害虫やカビに強く、収縮や変色も少ない。産直モデルハウスでは築5年経っても木の香りが漂っている。

この他にも九州に都市で「森林と住まいのセミナー」を開催し、これからの家づくりと環境保全をメインテーマとし、恵まれた自然を生かした諸塚村の村づくりを通して、山村から都市に発信したり、九州の都市市民に呼びかけ、諸塚の木材生産現場の見学、都市と山村との交流によって、夜神楽、文化祭、地元の祭り等の山村文化も楽しむ「木材産地ツアー」を行い、延べ1,000人以上が参加している。また、最近では建築家の意識が木材生産現場の山に向いており、日本建築学会の公開研究交流会が行われ、また学者の間では「林業政策研究のメッカ」とも言われている。2000年度には「活力のあるまちづくり自治大臣表彰」も受けている。

また、地域資源の探索として「地元再発見ツアー」をフィールドワークの手法で行い、都市住民と地元の人と一緒に地域を探索し、地域内にある資源を見直し、再評価している。地元にとってはなにげないものも都市住民にとっては、素晴らしい資源であったりする。このツアーにより、地元意識が形成され、掘り起こされた資源として豊富にあるのは「薬草・薬木」であり、このような薬草・薬木の公園を作る計画もある。

諸塚村では、更に都市と交流しながら山と共生し、村全体に広がる資源をまるごと活かそうという「全村森林公園化構想」を次のステップのむらづくりの柱としている。

このような地域資源を活用し、環境保全と地域経済の活性化の図られた要因として考えられることは、村内の要因としてまず、

- 「地域資源の村外への移動を防いだこと」があげられる。

これは高度経済成長の進展にあわせ、村を離れる人が相次ぎ、一方では、山林の所有権の売買により山林の所有権が外に移動した。これにより、さまざまな開発などが不在村者の同意が得られなくなり、林業振興に深刻な問題が発生した。日本では自由な売買行為である山林売買を止める強制力はないので、これを防止するために、1960年に村で土地の村外の移動を防止する対策要綱を作成し、移動防止のための説得など村をあげての取り組みを行った。次に、

- 「農村の最も重要な地域資源である人を呼び戻したこと」があげられる。

エコビレッジプロジェクトのリーダーは地元出身で、大学卒業後10数年都市で生活し、Uターンした人であり、この人材がプロジェクトの推進役となっている。

また、村をとりまく環境の要因として、

- 「木材業界のシステムがユーザーの真の要求から乖離してしまったこと」があげられる。

日本全体が均質な物が年間を通じて必要な生活にはまってしまう、自然の恵みで味、色や形も決して均質でない野菜や木材までが、工業製品のように、均質・大量・安定供給されるものになっている。木材市場の流通がこのような体制となってしまう、施主や生産者を無視して動いており、これでない流通にならなくなっている。これがエンドユーザーである消費者や施主の求める物と異なってきた。ユーザーはカタログから選ぶようなもの家でなく、自分にあった環境にやさしい家をつくるということを求めている。更に、

- 「都市生活者が真の豊かさを追求していること」があげられる。

都市生活者が金銭的には豊かになったが、ストレスなどで心身が疲弊しまっている人も多い。これらの人の意識が変わってきており、社会の歯車としての生き方より Way of Life を見直し、農山村の生活に魅力を感じている人が増えている。環境意識も高まっており、日本の暮らしを支えているのは、途上国からの大量な輸入品で、相手国の自然やコミュニティの破壊という犠牲の上に成り立っているということを踏まえ、国内へのこだわりが生まれている。そして、最後に

- このような都市の人たちと木材という資源を介してネットワークを村の内部資源を活かして行うに至ったのである。

このような事例を参考として、懐化の実態をふまえた戦略をたてると次の通り、懐化の内部資源を活用し、急激に進む都市化の中で、都市の人とネットワークを築き、更に農村の重要な資源である人材を育成しておくということとなる。

1) 森林資源を活用した環境と共生した持続可能な農村を築く

森林資源を持続的に活用し、環境共生型の農村を築くために次のことを行う。

1-1) 森林資源の活用方法の研究とユーザーとのネットワーク化

a. 森林科学研究所での木材の活用方法の研究開発の強化

中国の建築はほとんど、コンクリートやレンガづくりであり、日本のような住宅需要は内装材などの他は日本ほど多くない。集成材などの付加価値の低い森林資源の利用から付加価値の高い活用方法を研究する。技術的な研究のみでなく、市場についても研究を行い、建築家や木材家具のアーティストなどを巻き込み、ユーザーとのネットワークを形成してゆき、需要を取り込む仕組みを作る。また、「木材の街」懐化を示すような、木材による家の提案や、木材家屋ストリートを設け、町づくりにも木材利用を進める。

b. 懐化学院での森林資源を活かすコースの設立

森林資源の活用方法は限られているが、更に、付加価値を高めた活用方法の研究と、それを行う人材の育成のために懐化学院に、森林資源の高度利用のコースを設ける。技術的なコースだけでなく、懐化周辺の文化を取り入れたアートについてのコースも設け、固有文化に基づく木材デザイン都市をめざす。

c. 物流だけでなく人、情報、文化の交流拠点となる

懐化は東西のクロスロードとして物流の拠点となっているが、この地理的な優位性を活かし、物の流れのみならず、森林資源の活用関係の人の流れネットワークによって生み出し、情報や環境、文化の流通や発信地となることを目指す。このような外の人との交流によって、懐化の人々の意識の変化や、地域資源の見直しなど、人材の育成を図る。

1-2) 森林周辺資源であるキノコ類や薬草を活かす

森林の中には地域資源として多種のキノコ類や薬草がある。これらの資源は地元住民が日々の生活で利用している。この資源の活用方法を森林科学研究所などで研究することが必要である。漢

方薬は古代からの叡智であるが、まだ、漢方薬のどの成分が何に効果があるか判明しているのは多くない。また、成分もとれた場所、時期、自然か栽培かで大きく異なることもある。このような状態であると、薬というより健康食品である。これらの資源でいきなり製薬という背伸びをせず、まず、人々の知識も含め種類を調査し、その生育環境を調べ、その種が絶滅しないように、将来に向けて環境を保全することが必要である。懐化の特徴を活かすには、汚染されていない「環境」が売りなので、人工栽培よりも自然条件で生育する方法を保全することが求められる。また、市場動向も調べ懐化が売りとなれそうな種を選別し、汚染のないような生育条件とする品質管理が求められる。このように自然な資源を保全しておき、将来的に薬功など明らかになった時に備えて、資源を搾取されるのではなく、有利な条件で提供する環境を作っておく。

1-3) 森林の適正管理と健康な家畜生産のための林間放牧の研究と導入

森林管理を適正に行うには、間伐や下草刈りなどにかかなりの労力がかかる。また、懐化市には新晃県の湘西黄牛など畜産資源がある。森林管理のコスト削減と健康な牛の生産とそのコスト削減のために、「林間放牧」の導入をする。そのために、懐化にある森林科学研究所が中心的な役割を果たし、農民と森林管理のモデルを作り、導入方法を研究する。以下に日本の林間放牧と上述の諸塚村での事例を示す。

a. 日本の林間放牧

日本の穀物自給率 27%(1999)であり、飼料穀物の大半は海外依存していることによっている。このことが畜産において、飼料の海外依存が口蹄疫や BSE の原因ともなっている。また、加工型畜産による家畜へのストレス家畜増加で家畜の健康状態の危惧という「家畜福祉の問題」も不健康な家畜の肉という現代的な問題としてあげられている。これら海外飼料や不健康な家畜の肉などが、肉の安全性について消費者に不安を与えている。一方、畜産側も、土地利用から遊離した畜産で糞尿処理の問題や手間のかかる飼育で、高コストなどの問題がある。一方、林業では、木材価格の低迷や山村の過疎化で人手のかかる間伐、下草刈りなど森林管理不十分となり、林地の荒廃、更には地滑りなど災害の原因にもなっている。

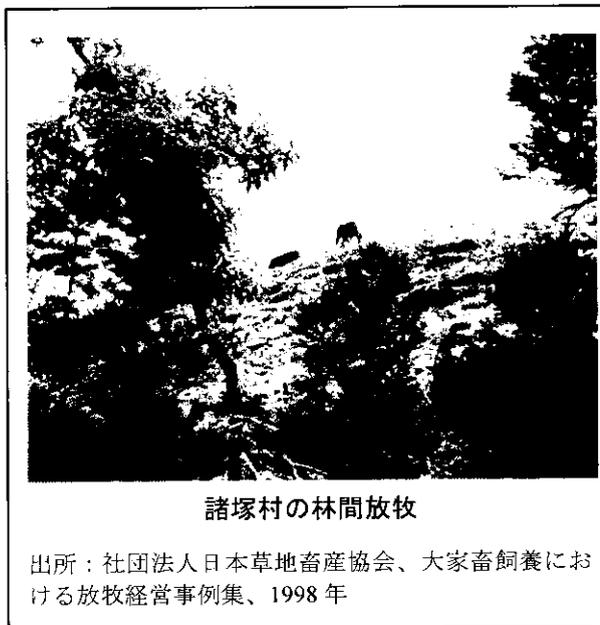
こうした中で、森林の下草を草資源として畜産に利用する林間放牧が注目されている。林間放牧は林業と畜産の複合経営であり、林業側の利点として、下草狩り労働の軽減、コストの削減があげられ、畜産への利点としては、粗飼料の自給率向上、飼養コストや労働の削減があげられる。その他、森林の適正管理により、生態環境保全、景観保全やレクリエーション機能、過疎化対策などもあげられる。かつて、日本では林野事業としての林間放牧と畜産事業としての混牧林が独立事業として行われた。国有林野放牧事業では、放牧利用の見返りとして利用者から放牧料金を徴収するが、放牧家畜の飼料代が放牧利用者に支払われることは無く、成果はかんばしくなかった。国の事業は林業（国有林）と畜産業別々に行われたが、冒頭のような課題を抱えた現在では、民営林における林家、畜産農家の双方の共同での取り組みや、林家の畜産導入など、林業と畜産の一体となった経営が注目されている。以下に前述の諸塚村における、「林間放牧」の取り組みの事例を示す。

b. 宮崎県諸塚村での「林間放牧」の事例

諸塚村では林産物の価格低迷により、林地の有効活用による肉用牛の増頭を計画した。1995年度より畜産の省力化を目的に、林地の畜産利用の模索がはじまった。1996年度からは、林畜

複合生産システムの構築を目指して宮崎大学との共同研究を行っている。町有林に林間放牧研究圃場を設定し、放牧が植生や植栽木に及ぼす影響などの研究が始まり、村の山林所育者などを対象とした現地研修会等を開催し、普及のための展示林としての役割を果たしている。1997年から林間放牧を導入した。1995年当初は畜産主体で農家への普及を行ってきたが、1998年以降は、「育林放牧」の考え方で農家への普及を進めている。この事業は村の単独事業であったが、1999年度からは国の事業である「日本型放牧畜産事業」の、宮崎県におけるモデル事業として指定されている。

現在25戸が参加しており、50haの森林で30-40頭の繁殖牛が林間放牧を行っている。対象森林はクスギ、ヒノキ、スギで、4月中旬から7、8月に放牧した後、一旦下山し木の生長が旺盛な時期に森林保護を行った。10-11月の2回目の放牧を行っている。これによる効果としては、放牧による舌刈りで下草はきれいに刈り取られ、下草狩り労働の大幅な削減がなされた（ha当たり10万円が2-3万円に）。また、牛はえり好んで樹木を食べるので、機械による下草狩りが行いにくい混合林にも適用可能性がある。更に、牛が林間に入り込むことにより、シカやイノシシなどによる獣害が減少した。一方、家畜側では、放牧された牛は、ストレスが少ないせいか、毛つやが良く、健康状態が良好であり、繁殖障害等も減少した。また、課題として、家畜の栄養状態のばらつき、家畜糞尿による環境汚染や溪流汚染、過放牧による土壌流亡などがあるが、これらは家畜密度や放牧方法の適正化によって対応をしている。特に、水場の近くで裸地が発生することが多いので、水場の位置に留意し、時々移動する必要がある。5年程村役場が林間放牧を推進し、林業者、畜産農家それぞれにメリットを理解し、無家畜の林業農家も牛を導入したいという意向もあり、村では牛のレンタルなどの支援制度を設けている。



このように荒廃した森林を、繁殖和牛の林間放牧により牛に管理させることができる。間伐を強めに行い、枝打ちをして太陽光線があたり下草も伸びる。牧草を追い播きすれば草の生産力を高めることができる。間伐材を利用し、牧柵や避難小屋を作る。繁殖牛は放牧することにより足腰が強く耐用年数が長くなり、子牛も見た目はよくないが強健で市場での評価も見直されつつある。

この新しい林間放牧は、林業農家、畜産農家それぞれへの利点があり、導入しやすいという利点がある。また、これだけでなく、粗飼料の自給率向上、森林の適正管理による景観保全や土壌流亡防止、レクリエーション機能、産業振興による地域維持などの利点もある。また、近年注目されている家畜福祉の点でも貢献できる。現在の加工型畜産による家畜の健康状態の危惧があり、森林という自然でかつ傾斜地を歩くことにより、適度な運動量があり、骨格なしっかりし、内蔵が丈夫で、健康な牛が確保される。このことと、輸入飼料に依存したことによるBSE問題など、安全性の不安のある消費者に安心感を与えている。

表 11.5.6 林間放牧の利点と欠点

	プラス面	マイナス面
森林・林業	下刈り労力の軽減効果	樹木の損傷（幼齢造林地）
	混交林施業に有用	水場の近くで裸地発生
家畜・畜産	飼料草確保、家畜飼料代軽減	
	糞尿処理労力軽減	
	家畜の健康増進、繁殖効率向上	
	家畜福祉の増進による安全な肉	
その他	粗飼料の自給率向上	
	里山保全、土壌流出防止	水質汚染の不安
	植栽多様性保全	
	山村の産業振興	

出所：JICA 調査団作成

- 2) 豊富な自然資源かつ東西クロスロードの立地という強みを活かし、劣化しやすい作物や果物（ブドウなど）を新鮮なまま市場に供給する物流の体制を整備する。

果物の内劣化の少ないオレンジは北部に出荷している。しかし、劣化しやすいブドウは、現在は省内や貴州など近隣の省に出荷しているのみである。上海などの大市場では西部の新鮮な果物に対する需要がある。東西クロスロードの利点を活かし、道路網の充実に伴い遠方にも新鮮なままで市場に供給する輸送体制を作る。玉溪市の野菜輸出企業の事例などを研究し、予冷、保冷库、保冷トラックなどを充実する。

農民が都市住民化して商人になっている例が多く、沿海部の出稼ぎから貯蓄して帰ってきた人など新しい感覚を持った人などが中心となって企業化支援を行う。玉溪へのスタディ・ツアーなどにより、ビジネス意識を育ててゆく。

- 3) 布石として将来へ向けた人材育成をする。

3-1) 将来の都市住民の予備軍である農民への教育

現在は農民の都市住民化を進めており、農民の多くが都市住民となっている。このような開発区に来る農民の教育が必要である。例えば、土地を喪失した農民に対する生業教育、農民から都市住民になる人たちへの市民教育などである。

3-2) 農民主導型の普及と市民教育

現在の農民への教育は政府主導型の普及活動をしている。政府の指導者が視察などして技術を採り入れ農民に広めている。将来的には、農民のイニシアティブを育てていくことが重要である。また、技術指導のみでなく市民教育も行い、次世代の農村部を担う人材育成を図る。特に子弟への教育の重要性を母親に伝えることが肝要である。

3-3) 地元の経営者の育成

懐化は自然資源が豊富で立地も悪くないものの、外部からの投資を集められない。現在は専ら地元の人への投資に頼っている。外資は条件が悪くなれば撤退するため、都市発展戦略としては、将来的に地元経営者を育成していく。

現在も政府機関から経営者になったり、企業の技術者になっている例は多い。懐化の都市住民は若く、従って子弟もまだ幼く漸く大学入学の年齢に差し掛かったところである。これらの若者

が、沿海部や各地の大学へ行って視野を広め、技術や知識を身に付けた上で帰省し、全国の人とネットワークを作り、次世代のリーダーとなってゆく。また、地元の懐化学院や懐化職業技術学院を充実し、経営者育成コースなどを導入する。

5.6.4 観光

懐化市における本格的な観光産業の歴史はわずか10年程で、アクセスしにくい場所に立地していることもあり、今のところ懐化を訪問する観光客は限られている。しかし、懐化市は張家界、桂林、貴州省少数民族地帯と三方を有名観光地に囲まれ、観光開発ポテンシャルは高い。これら観光地と懐化の間に観光周遊ルートを構築することにより、観光客を導くことを目指す。

懐化市において開発ポテンシャルの高い主要観光商品とその対象マーケットは、表II.5.7に示す通りである。この中でも特に、トン族文化観光、洪江古城の開発に力を入れる必要があると考える。

表 II.5.7 懐化市の主要観光資源・商品と対象マーケット

観光地・観光商品	対象マーケット	
	2010年まで	2010-2020年
シ江県のトン族文化村	懐化市都市部の住民 張家界を訪れる省外中国人・外国人 貴州省を訪れる省外中国人・外国人	張家界－桂林を周遊する省外中国人・外国人 張家界－貴州省を周遊する省外中国人・外国人
洪江古城	懐化市都市部の住民	桂林－張家界を周遊する省外中国人・外国人
抗日戦争記念館	空港を利用する省外中国人・外国人	空港を利用する省外中国人・外国人
懐化市南部（通道県・靖州県）のトン族少数民族観光	懐化市都市部の住民	懐化市都市部の住民 桂林－張家界を周遊する省外中国人・外国人
懐化市内の農村（中方県荊坪村など）	懐化市都市部の住民	懐化市都市部の住民

出所：JICA 調査団作成

表II.5.8は、観光資源の開発戦略である。これらの戦略のキーとなるのが、懐化を通じて現在は個別の観光地である貴州、張家界、桂林をつなげ、周遊観光ルートを形成することである。

表 II.5.8 懐化市の主要観光地の開発戦略

観光地・観光商品	観光開発戦略
シ江県のトン族文化村	貴州省と張家界を鉄道で移動する観光客が懐化に立ち寄ることを目指す トン族文化村を「トン族観光のゲートウェイ」と位置付ける
洪江古城	鳳凰城（湘西自治州）と組み合わせた古城観光 城内の建築物を利用した宿泊施設の整備 洪江管理区へのアクセスの改善
抗日戦争記念館	シ江県の空港が整備され、それを利用する観光客を最初のターゲットとする 中国各地および世界の平和記念館との連携を目指す
懐化市南部（通道県・靖州県）のトン族少数民族観光 靖州県の苗族少数民族観光	短期・中期的には懐化市の都市住民の観光地として確立することを目指す 桂林－懐化－張家界の周遊ルートを確立し、その中にトン族・苗族少数民族観光を含める
懐化市内の農村（中方県荊坪村など）	懐化市都市部の住民が週末や休暇を過ごす観光地と位置付ける 農村部の住民の現金獲得手段と位置付ける

出所：JICA 調査団作成

(1) 張家界・桂林・貴陽との観光ネットワーク化

張家界と桂林は、それぞれ中国の有力な観光地である。しかし、これらの観光地は、周辺に有名な観光地を持たず、観光客が往復とも飛行機や列車を利用する「点」の観光地である。仮に懷化が観光地として機能すれば、懷化市經濟發展に貢献するだけでなく、貴州省の貴陽、その途中の凱里も加えた、張家界－懷化－桂林、張家界－懷化－貴陽、貴陽－懷化－桂林の観光周遊ルートが形成され、湖南省西部、広西自治区、貴州省の地域經濟にもプラスの効果を与えることができる。

このような周遊ネットワークを形成にするために、懷化市旅游局は湖南省内の張家界市と湘西自治州（鳳凰古城を持つ）と情報交換と観光宣伝の協力体制を作ることから始めるべきである。その後、湖南省政府の支援の下で、桂林や貴州省の各都市との関係を強化することを提案する。

同時に交通ネットワークの強化も必要となる。具体的には、張家界と懷化を結ぶ鉄道の観光利用の促進、吉首市－鳳凰県－懷化市を結ぶ国道 209 号線の改良、懷化市－凱里－貴州を結ぶ鉄道と高速道路 065 号線の整備、懷化市を縦断し桂林方面に向かう国道 209 の改良などである。

(2) 観光活動を通じた伝統文化や文化遺産の保全

観光消費が地域住民を潤せば、地域住民は観光消費をもたらす観光資源を保全し、保全された観光資源は観光客に満足をもたらし、それが、いっそうの観光消費を地域住民にもたらす。つまり、適切に計画された観光は、伝統文化、少数民族文化、歴史遺産、自然環境などの観光資源の保全と開発を両立させる。こうした観光客と地元住民と観光資源の望ましい関係は、図 II.5.5 のように示すことができる。

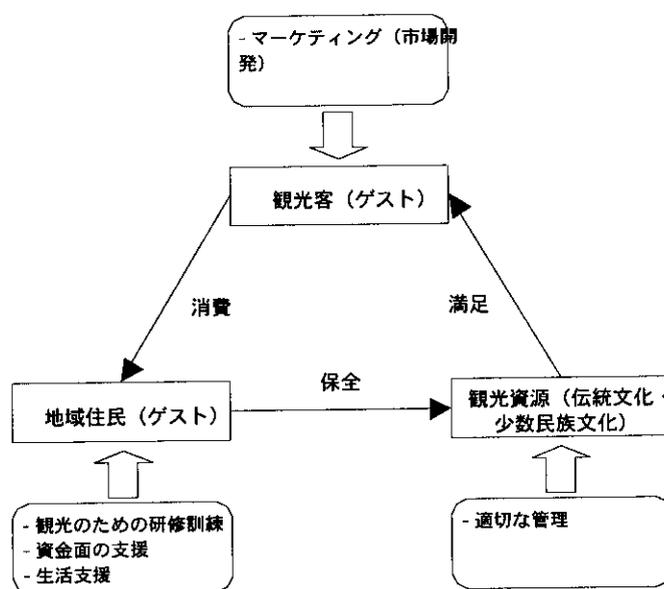


図 II.5.3 観光を通じて伝統文化や文化遺産の保全を実現する仕組み

出所：JICA 調査団作成

こうした好循環は自然発生的に成立するのではなく、地域住民に対する観光を通じた社会開発、観光資源に対する適切な管理、観光市場に対するマーケティング（市場開発）という、三角形の3つの角に対応した人為的な努力によって形成される。

(3) トン族・苗族少数民族観光

トン族や苗族の村は、鶴城区から 100km 以上離れた南部の通道県や靖州県に集中している。そのために旅游局は鶴城区に近いシ江県にトン族村を整備しつつある。短期・中期的には博物館の整備を進めると同時に、通道県・靖州県のトン族村の建築物や祭礼の再現を行うなど、トン族村の充実を図るべきである。そして、このトン族村を、トン族・苗族の生活文化について紹介する「懷化市少数民族観光のゲートウェイ」と位置付け、張家界、貴州、桂林から懷化を訪れる観光客向けの観光地とする。

長期的には、桂林との観光周遊ネットワークの強化に合わせて、通道県・靖州県の少数民族観光を確立する。最初は少数民族の村を都市住民のアメニティの場と位置付けて少数民族観光を始め、次第に懷化市外からの観光客をターゲットとする。懷化市旅游局は村落観光に参加する意思を持つ少数民族に対して、村落ごとの組合などの組織化、基本的な観光サービスや衛生に関する教育・訓練を実施する必要がある。

一方、トン族と苗族は近接して居住していることもあって、両者の文化が融合し始めている。特に少数派である苗族はこの状況に危機感を持っており、伝統文化の保存の必要性を感じている。そこで、靖州県や洪江市深渡苗族郷など苗族が多数居住する地域で湖南省西部の苗族文化に関する情報収集や研究を行うことを提案する。長期的には研究の成果を展示する施設を整備し、それを核とした苗族少数民族観光を実施する。

(4) 洪江古城の観光開発

現在のところ洪江古城は有名な存在ではないが、多くの観光客を引きつける潜在性を持つ古城である。中国の古城のほとんど城壁で囲まれた街や農村の木造建築の家並みであるのに対し、洪江古城は煉瓦造りの町並みである。洪江は明清時代の民族資本主義の名残であり、水運時代の物流都市の跡でもある。懷化市旅游局ではこれから洪江を開発する計画であるが、開発は以下の点に留意すべきである。

- ・ 洪江市から洪江管理区の道路は現在拡幅工事が行われているが、地形の関係で十分な道路幅を作ることができない。将来的には、国道 320 号線、州道 222 号線を利用した別ルートを整備を行うべきである。また、洪江が水運のもとで発達した街であることをから、川から街に近づくルートも整備することを提案する。
- ・ 古城内では、電線・電話線の地中化、歴史的検証に基づいた家屋の修復、情報提供の場を兼ねた休憩所の設置を行うべきである。
- ・ 古城内の家屋は住民の生活の場である。観光が盛んになるにつれて、住民のプライバシーが守られなくなる可能性が高い。住民の生活を守ることと洪江古城の観光振興をどのようにバランスを取っていくべきか、住民がどのように観光に参加していくべきかを話し合っていく必要がある。
- ・ 中長期的には、洪江古城に宿泊する観光客も発生すると考えられる。洪江古城内の施設を生かした宿泊施設や古城周辺の宿泊施設の建設が必要になる。洪江古城内の施設を生かした

宿泊施設は、麗江の客棧が参考になると考えられる。

(5) 都市周辺の古鎮・農村における観光

中方県の荊坪村は、近年村落観光で成功している。その顧客は懷化市の市街地に住む人々である。現在の懷化市は急速な都市の発展に都市計画が間に合わず、都市住民へのアメニティサービス施設が極めて少ない。都市住民にアメニティサービスを供給する点、また、都市と農民の所得格差を少しでも小さくするという観点から懷化市内の都市住民を対象マーケットにした村落観光を実施すべきである。これを可能にするためには村レベルの組織（各村で民宿を始めることを決めた農家の集まり）、村レベルの組織を束ねる農村観光協会の組織化を行い、旅游協会がその支援にあたるべきである。荊坪村では、少ない初期投資のなかで村落観光を振興させてきた。旅游協会は荊坪村の経験を踏まえて、各村落レベルで何をすべきかを、農村観光協会を通じて農家に伝えていく必要がある。

5.6.5 商業・物流

懷化市は省都の長沙市から遠く、半径 500km 以内に競合する規模の都市は存在しない。更に、隣接する省際地域の 44 県人口 1,400 万人を含めると広大な市場圏を抱えている。また、長沙など購買力の高い大都市とつながるための主要な高速は未だ建設中であり、付加価値の高い競争力のある地元の産品も少ないことから、当面は地場の産業育成を同時並行して行いつつ、地の利を生かし隣接県を対象とした市場開発が現実的である。現状の問題は、地域住民の所得レベルが低いことと、インフラ整備が中途半端であるため隣接県の市場も開発されないままに置かれ、様々な地理上のメリットを十分に生かしきれていないことである。

同市はその成立以来、この広大な周辺地域に対する物流の中心都市として機能してきているが、市内中心部、周辺部には商品分野別の卸売り問屋が混とんと存在し、非効率な経営による様々な流通コストを考慮すると、全体としての経済的損失は大きいと見られる。また小売りは卸売りの流通コストを負担しているだけでなく、直販購買の商品が整理されておらず、自社倉庫に在庫を抱えるコストを相当負担していると考えられ、現在よりさらに価格を下げて競争力を強化する余地が十分にある。また、モータリゼーションの進展により、野放図な輸送車両の運行が散見され都市交通機能が麻痺し、それと平行して物流機能がさらに停滞するということが考えられる。

これに対し、なんらかの対策を打たないと、住民の需要に見合った市場開発は十分には行なわれていないまま、物流機能もインフラ開発のレベルも不十分かつ悪化する可能性が推定される。従って本市場開発戦略は地域住民の所得レベルの向上と、それに資する物流機能の整備、物流網構築を念頭に置いた展開を提案する。

(1) 物流センター創設

同市の卸売りの効率化なしには現在、卸売りに商品の購買を依存している地元の小売業の効率化は進まない。問題は、それらの卸売りが個体企業によって独自に散漫に運営されているために近代化、協業化によるコストダウンや需要把握による在庫削減や販売拡大が難しいことである。それを解決するための施策として、卸売りの協業化を促進し、小売りと卸売りの差別化による不当競争を排除するために域内を対象とした物流センターを創設する。

まず、同市がカバーすべき広大な市場（周辺省、地域の外縁部を含む）に対する効率的商品流通網を構築する。その際にはその流通網を運行する際の通行規制の問題、無許可の輸送トラックとの過当競争をクリアするために輸送業者を選別する基準を政府当局は明確に提示し厳格に適用する必要がある。また、これには懷化市内の渋滞による全体の便益の損失や環境問題を緩和する意味も含んでいる。物流がサービス産業として成り立ち、広域で商取引が円滑に行われ拡大するためには、商品が人の手によって運ばれる際に壊れたり紛失しないで確実に届くという単純なことが結局のところ最も重要であるからである。また、一定の基準をクリアし、営業許可を与えられた輸送業者が、新設する物流センターを利用することによって、以前と比べ明らかな便益を享受しなくては、集積によるコストダウンによる物流機能の発展も見込めないという点も重視すべきである。

従来、同市は鉄道の街として建設が進んできたが、小口輸送の需要が高まっている現在のニーズ状況を考えると、道路による輸送に対して飛躍的に需要が高まると考えられる。したがって、市内の道路混雑を緩和するという意味も含め、大・中・小型のトラックのためのトラックターミナルを擁する物流センターの立地は市内外縁の高速インターチェンジ（中方県）の周辺が望ましい。またこの物流センターは、上記のトラックターミナルの他、積み下しのための施設、卸売市場、倉庫、貯蔵槽、貯木場、荷さばき場、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業者等の事務所などのハード施設を有する。さらに荷物の流れの管理・調整を行う情報管理センターが必要となる。

資金面では、政府による基本的なハードインフラに対する出資のみならず、個別の建築物などは物流専門の民間企業が中心となって投資し、卸売業者、地域内小売業者、輸送業者、倉庫業者、等が共同参加する形をとるが、短期間で採算がとれる集積と利用率、さらに市内の交通渋滞の軽減を達成するには、政府側が参加者に対し、明確なインセンティブを公平に与える必要がある。また、市場拡大、発展を阻害するそもそも原因に立ち返れば、物流センターによって様々な業者の協業化を図ることの重要性を忘れてはならない。したがって、サービス手数料は初期段階で高く設定してはならず（利用状況に応じて段階的に改定も可能）、さらに物流センターの利用頻度に応じてサービス手数料の割引を与え、原資の少ない小規模の業者に対してもルールを順守するかぎりオープンにしておくなどの措置も必要である。

物流センターの機能としては、発注、受注、包装、加工、取引、一括配送のための荷物と輸送業者とのマッチング、GPSによる輸送トラックの管理等を含めると共に POS（Point of Sale）システム、データ解析等の最先端物流技術を採用した需要モニタリングシステムを備え、精度が高く効率的な付加価値のある情報処理・管理が不可欠である。これらの情報を物流センターに参加している業者に提供する機能を経験のある物流専門の民間業者が担うことが望ましい。参加する卸売りは物流センターが提供するデータ解析の結果によって、取り扱う商品の流れを把握することによって、一括輸送によるコストの低下のみならず無駄のない仕入れの計画が出来るため物流センターの利用をさらに促すことになると考えられる。また、个体経営の輸送業者も物流センターによる多数の卸売り荷物の一括配送のマッチングのために、今後専門的な 3PL 業者に発展的に進化し、さらに輸送能力が高まる可能性もある。

(2) 遠隔地市場拡大戦略

上述の物流センターを生かした市場拡大には域内遠隔地市場に対する戦略が必要である。各運送会社が遠隔地における小売り販売の出先になるというのが基本的な概念である。まずは、各県

の小規模の小売り店舗、もしくは当該地に然るべき小売り店舗が無い場合、輸送会社のステーションなどに商品カタログを置いてコンピューターを常設し、住民がカタログを見て注文できるというサービス部門を設置する。その際、各県の家庭のコンピューターの普及頻度に応じて受注形態は変更が可能である。各県の出先事務所からの注文が懷化市内の小売りのメールオーダー部門に伝達され、購入希望者の代金支払いが確認された後、小売りより物流センターに商品が納入され、輸送トラックで商品を配達するという仕組みである。なお、代金決済の方法については現状に応じた工夫が必要である。小売りのカタログは各県の購買力に応じたものであることは重要であるが、中低級品であっても購買意欲をそそるような目新しいものであることが不可欠である。この市場拡大戦略においては参加する小売業者のマーケティング能力とその養成が肝要である。

(3) 市内に産業を興し、域外移出や輸出を進め、輸送機関の効率を高める

懷化市の豊富な森林資源（人工林）を活用した産業を興し、紙・パルプ、製材製品、ボード類、家具、木造建材等の産品開発を盛んにして域外移出を図り、域外からの移入物流の帰り荷を増やして鉄道等の輸送効率を上げる。

また香港、珠江経由の海外市場アクセスや、ベトナムのハイフォン経由でインドシナへの陸路アクセスも可能であり、輸出産品を開発して双方向の物流の効率化を図る。

(4) 商業地区の近代化

鶴城区の市街整備の一環として市区住民、周辺住民の商品需要と娯楽にこたえる商場（ショッピングモール）を形成する。現状では卸売りと小売りの混在状態であり、特に個人商店の小売りが他店との違いや個性をアピールできず、十分に売り上げを伸ばせない状況も考えられる。小売り業者の専門化、高度化をはかり、商業地区に付加価値をつけるためには、まずは都市整備としての物理的な卸売りと小売りの棲み分けが必要である。

また、個々の小売り業者は既得権益に胡座をかくことなく、自らの顧客データを収集、分析し、さらには都市的な生活スタイルを商品を通じて提案できるような商業的な高度化を目指す。長沙の例でも、諸費者の購買力が向上すると、より高級品を嗜好し、それに即座に対応する小売り業者は売り上げが伸びてさらなる好循環に入る。このような購買力の向上を十分に生かすためには、消費者の嗜好の変化に応じて小売り買付ルートもすばやくきめ細かに変化させなくてはならない。物流センターを通じて適切な卸売業者とのマッチングが必要である。また、商業地区の小売り業者は消費者とのインターフェイスである利点を生かして、新商品の提案を行い、顧客を引きつけるために、遠距離にある沿海部の高級品の流行に対してもアンテナを張って情報を収集しておく必要がある。

5.6.6 都市インフラ

(1) 都市構造

懷化市鶴城区は、舞水と太平溪の両河川に囲まれる狭隘な三角地に、鉄道と国道がそれぞれクロスする交通条件に恵まれて発展してきた。都市整備の第1期は、懷化駅の東部に市政府等官庁関係者の地区、西北部に鉄道関係者の地区、南部に旧鎮と商業等の地区が形成され、この3地区が迎豊路一本で結ばれ都市軸となっていた。第2期は、地形的制約から開発区は両河川を越えて、舞水の西に河南、太平溪の東に城東、南に湖天と、3地区が指定されて整備が進んでいる。しかし、河南と

城東の開発区は、それぞれ迎豊路の東西の延長上にあり、湖天開発区の軸となる湖天路は迎豊路と T 字型に交差しており、市街地全体が迎豊路にぶら下がる形となっている。

(2) 問題・課題

人口 500 万人近くを抱える行政中心であり、かつ物流関連産業の集積地であるため、交通に占める業務交通の割合が多く、GDP の水準に比べて自動車の利用率がかなり高い街といえる。しかし、急激に都市が拡大し、都市整備の途上にあるために、自動車交通が迎豊路一本に集中し、交通混雑が顕著である。また、一般的に駐車場整備の認識は欠如しており、路上駐停車が混雑に拍車を掛けている。さらに、近年都市化したばかりで都市住民としての意識も低く、粗雑な自動車運転者が多いため、接触事故が日常茶飯事であり、事故処理の稚拙さも相俟って、渋滞に巻き込まれることも少なくない。市街地を出ると、国道 209 号は高規格で整備され交通量も激減し高速走行が可能で、また高速道路も整備中である。今後更に物流関連産業を発展させる基盤として、市街地の交通混雑・渋滞の改善は急務である。

また、当地区は両河川と周囲の緑の山並みに育まれた自然豊かな環境にあった。ここに都市を建設するときこの環境は重要な資源であったはずである。ところが、太平溪の水質汚濁をはじめとする環境破壊ともいえる汚染が著しく、両河川を活かしたまちづくりの視点が欠落している。河川を憩いの場として利用でき、街中での公園の整備や緑豊かな潤いのあるまちづくりに対する市民の要望も強い。

(3) 都市整備戦略

1) 都市軸に集中する交通の分散を図り、市街地の交通混雑を解消する。

- ・ 現在整備中の環状道路を早期に完成し、迎豊路に集中する自動車交通を分散する。
- ・ 長期的には、迎豊中路沿道に個々に展開している市政府及び関連機関等を、集約移転し、迎豊路に依存する都市機能の分散を図り、交通を分散する。移転場所としては湖天開発区が考えられ、余裕のある敷地で駐車場を十分に確保する。
- ・ また、市街地のバスサービスの向上を図り、経済成長に伴い高くなる自動車への依存を抑制する方策を、先行的に推進する。このため、総合交通計画を検討し、これに基づく施策の展開が求められる。

2) 両河川を活かした潤いのある「森と川に囲まれた森林都市」を形成する。

- ・ 下水処理施設の整備等にあわせて、両河川の水質浄化を進め、親水空間を整備して水と親しめる街づくりを進める。森林産業振興に必要な水運システムの検討に合わせて、都市部での舟運施設も強化し、河川を大切にす市民意識を醸成する。
- ・ 政府関係機関の移転等に合わせ、跡地には積極的に公園整備を進め、既成市街地でも緑豊かな美しいまちづくりを目指し、大懷化市の中心都市に相応しい風格のある街とする。

5.6.7 環境

懷化市の水汚染は渠水、沃水（がすい）等の河川汚水である。渠水汚染の原因は、県溪鎮と林城鎮の小規模パルプ工場である。沃水の汚染度は 3-4 級の所もあり、その原因は主に都市部の生活排水である。そこで懷化市は下水処理施設建設を BOT (Build Operation Transfer)で行う計

画をもっている。民間企業「海南省正水公司」が全額 1.5～1.7 億円の投資を行い、30 年間運営する予定である。

2002 年の工業排水の基準達成率は 88.6% (2001 年の全国平均は 81.8%) である。大気汚染は、2002 年平均の総浮遊粒子状物質濃度は $0.162\text{mg}/\text{m}^3$ (2000 年の全国の都市平均 $0.263\text{mg}/\text{m}^3$)、二酸化硫黄は $0.074\text{mg}/\text{m}^3$ (2000 年全国の都市平均 $0.049\text{mg}/\text{m}^3$) であり、二酸化硫黄濃度が全国平均より高い。一方、固形廃棄物は工業廃棄物利用率が 91% (2000 年の全国平均は 52%) とかなり高い。しかし生活ゴミの分別は徹底していない。さらに懷化市の都市部の道路はゴミが多く、街が汚れている。以上を踏まえ、市の環境戦略を次のとおりとする。

- ・町の美化、ゴミ分別を市民運動として展開する。
- ・森林資源を活用して新たな環境産業振興を検討する。
- ・小規模パルプ工場の規制強化により、閉鎖・集約し、資源多消費から高効率生産に転換する。

(1) 市民運動として 町の美化、分別ごみ収集の推進

市民運動として町の美化、分別ごみ収集を進める。これは町の一層の美化とともに、生態環境モデル都市に指定された懷化市のイメージアップに役に立つ。

BOX 5.1 日本の沼津市の経験「分ければ資源、まぜればゴミ」

1974 年に沼津市が不燃ゴミの分類・分析をした結果、3 分の 2 が有価物 (缶、古紙、鉄原料、古布等) であった。市がその分類結果やゴミの処理工程、分別排出の具体的方法を 8 ミリ映画やスライドで作成し、市民の町内会を訪問し、ゴミ分別の重要性を訴えた。市民の一部からは、分別は面倒、余計な負担、市の仕事、税金の無駄使い等の批判もあったが、ゴミの分類は市民の義務だ、資源の少ない日本では大切なことだなどの激励もあった。この結果、多くの町内会が率先して、資源ごみ回収のモデル事業に参加し、本格事業の実施に貢献した。資源ごみ回収を実施し、作業量は増加したが、埋め立て量は激減した。

2001 年の沼津市は、一人 1 日当たりのゴミ排出量は 1kg (都江堰とほぼ同じ)、年間一人当たりのごみ処理費用は 1 万 173 円 (780 円) (投資費用を含めると 1 万 6,725 円 (1,290 円)) である。

(2) 環境産業の育成

長期的には、懷化市の森林資源ポテンシャルを活用し、バイオエネルギーの開発を行う。具体的な進め方は次のとおり。

- ・木材の完全・最適利用を目指す無公害エネルギー開発計画の作成
- ・CDM 適用による植林事業への外国資本の導入
- ・中小型水力発電とバイオエネルギーのインテグレーション

(3) 公害規制による小規模パルプ工場の閉鎖、集約等で資源多消費から高効率生産に転換する。

懷化市の県溪鎮と林城鎮のパルプ工場は年間 1 万トンの生産という小規模工場である。これらの製紙工場は 1 パルプトンを生産するのに 600～800 トンの水を使い (日本は 50 トン、ヨーロッパは 30 トン)、排水処理後、リットル当たり、腐敗性物質 COD500～1,000mg を渠水に排出する (2003 年 10 月、調査団が懷化市環境保護局からの聴取)。この製紙工場は日本と比較し、1 パルプトン生産当たり、12～16 倍の水を使用し、80 倍の腐敗性物質を排出していることになる。

今後は、適正な規模といえない小規模パルプ工場等に対し、規制を強め、閉鎖・集約する。また

生産技術を改善し、資源多消費から高効率の生産に転換して資源の浪費を防ぎ、同時に環境負荷を減少させる。

5.6.8 金融・財政戦略

(1) 金融戦略

(具体的戦略実現のために必要とされる制度及び体制)

1) 資源配分の適正化

a) 長期的マクロバランスの確保

a. 消費と投資の長期的バランスの確保

消費が大きすぎても、投資が大きすぎても持続的成長は達成出来ない。適正なる資本形成率（投資率）の水準の設定が必要。

b. 投資の中での生産直結型投資と公共資本投資の長期的バランスの確保

生産直結型投資は市場メカニズムで決定されるのに対して、公共資本投資水準は主として財政及び政府借入れで決定される。公共資本過重では民間資本が締め出されることになる懸念がある。公共資本の量決定には経済成長への寄与度分析が必要。

c. 人的資本（Human Capital）充実の重要性を強く意識した資源配分

国の超長期的経済発展の最重要源泉となる人的資本の充実により多くの資源を配分。

b) 積極的財政政策による都市インフラストラクチャー整備の推進

懐化市の潜在成長力は高いと推察される。静態的な均衡に固執することなく動態的均衡を視野に入れて、一時の財政バランス悪化も将来の発展による歳入増加を見込んで積極的財政政策をとる。この点、今日の財政負担が将来、税収増として返ってくるような仕組みを作り上げることが重要である。これはすなわち財政負担を単年度主義で見ない考え方でもある。都市のニーズの大きさという視点に加え、内需振興度が高い(乗数効果の大きい)、税収増につながる割合が高い、輸入依存度が低いという視点も取り入れて、プロジェクトの優先度を決めなくてはならない。そのためには、一部では既に実施済みであるが、各プロジェクトの投資効果評価プログラムを開発し客観的に優先度を判断する必要があり、よって評価プログラムの開発・研修に力を入れるべきである。

上記を行なうために総合的な都市インフラストラクチャー整備計画を策定する。同時に資金調達計画を財務顧問の力を借りて策定する。また、債務管理及び収益管理についてのしっかりしたシステムを構築し、それに基づき管理を行なえるよう市経営（パブリックマネジメント）の能力向上（キャパシティ・ビルディング）を行なう。

2) 市場化、民営化の加速

a) 懐化市の将来開発の方向の明示

大理市の将来開発構想が「政府による計画」として明示されれば、その効果は大きく、民間投資を誘致する力も大きい。そうなれば、当初大規模と予想される都市インフラストラクチャー整備にかかる財政資金も長期的には経済発展→事業収益拡大・雇用増大→諸税収拡大というルートで回収出来ることとなる。民間投資誘致に関して留意すべきは、タイ、ベトナム、

ラオスをも商圈とする大理市の特性を生かし、中国他地域からの投資に加え、こうした国からの投資誘致にも注力する戦略をとる。

b) 資金調達手段の多様化及び調達のための新商品開発強化

a. 地方債の発行

・今後の膨大な都市インフラストラクチャー整備には資金調達手段の多様化が不可欠である。目下広く行われている「土地経営」による土地所有権の売却も決して永続的資金調達手段ではない。現在禁止されている地方政府による起債を今後の重要な財源と位置づけるべきである。公共施設への投資のための起債であれば地元住民の便益に直結した資金調達であり、理解を得やすいからである。また地方債の発行は世代間の負担調整機能や地方財政の年度間調整機能を有する、という利点もある。現在、国債専門項目に基づく支出が地方債発行の代役を果たしているが、地方自治、地方財源の柔軟性の確保という観点からも意味がある。もちろん、起債にかかる元利償還額が一般財源に占める比率には一定の枠（起債制限比率）を設ける（現状日本の政令都市の場合 15%程度）。

・発行体が小さい場合には他都市との共同発行が効率面からしても望ましい。この点、懷化市の場合、長沙市との共同発行を指向する。地方債の発行に関連して住民参加型ミニ市場公募債も考える。これは地方債の個人消化及び公募化を通じて資金調達を図るとともに地域住民の行政への参加意識の高揚を図るために導入されたものである。その性格上、地元住民生活にとり必要な、あるいは馴染みのある病院、学校、図書館、公園などの公共施設建設が対象となる場合が多い。住民の投資意欲を高めるために利用代金の割引など何らかの特典を付けるものも見られている。

・地方債発行においては順調な消化を確保すべく当初は地元金融機関、主要企業により引受けてもらう「縁故債」として発行、定着するに従い中央の金融機関、証券会社、機関投資家に引受けてもらうような工夫を行なう。また、商品性についてもゼロクーポンボンド、免税債券とする等の工夫を行なう。

b. 新金融商品の導入

資金調達手段の多様化と並んで、公共サービス利用予約債券（電話加入債券＝固定式電話が通常であった時代に希望者が多かったことから予め家庭への敷設の権利を購入するもの、が一例）の発行、永久公債発行、収入担保債券（インダストリアル・リベニュー・ボンド）の発行など調達商品の多様化を図る。

c. 「中国西部モデル」として世界に知られるプロジェクトファイナンス方式の開発

都市インフラストラクチャー整備の内、プロジェクトのキャッシュフローが見込めるようなプロジェクトには当該キャッシュフローのみが返済原資となるプロジェクトファイナンス方式を指向する。ただ、今次調査対象の都市はいずれも経済規模がそれほど大きくないため、プロジェクトが採算にのりにくいという課題が付きまとう。これを克服するスキームを「中国西部モデル」として開発する。そのスキームの一例をあげると以下の通り。

- ・地域住民、地元建設企業、地元サービス産業、地元運輸産業が共同出資者となり特別目的会社（SPC=Special Purpose Company）を設立する。
- ・SPCは専門のマネジメントグループにより運営される。
- ・地方政府は一部出資を行なうほか、料金設定等においてプロジェクトが採算にのりような配慮を行なう。

- ・また地方政府はプロジェクト終了時に残存する負債を引き継いだり、一時キャッシュフローに穴が空いた場合それを埋める措置（cash deficiency support）をとる。
- ・大学など公的研究機関は技術開発面で協力する（Public-Private-Academics Partnership）
- ・必要資金は資本金の外、一部財政資金、金融機関借入れ、国際援助機関からの借入れにより賄われる。発生するキャッシュフローを信託勘定（escrow account）に自動的に入れる。

d. 新設西部開発銀行による債券発行

地方債の発行については、相当規模が大きいと発行コストが高いため、西部開発プロジェクトが多く、その資金の一部を地方債で賄うような場合には特殊銀行である西部開発銀行を設立、そこが一手に国際金融市場で債券を発行、その資金を各地方都市に転貸することが考えられる。懷化市は当然同銀行の出資者の一人となる。同銀行は不特定顧客から預金を取り入れそれを企業・国に融資する「商業銀行」ではなく、地方債引受け、上記金融新商品の開発を行なう「投資銀行」とする。

e. インフラストラクチャー整備がもたらす便益の「外部化」による整備コストの一部回収

都市インフラストラクチャー整備は環境保全、環境向上、都市の利便性向上を通して当該都市住民の暮らしやすさの向上をもたらす、そこでの居住価値が高まる。そのメリットを「外部化」、その一部を、固定資産税という形で収受、整備にかかった資金の一部を回収する。当該固定資産税はその性格上、市税とする。価値の増大は公平かつ公正に年一度定期的に測定される。

なお、地元住民の税負担への抵抗を和らげるためには、予算編成に際しては農業支援、法制度整備、行政サービス、教育、都市インフラストラクチャー整備などといった、ベクトルが明瞭でない項目を前面に出すのではなく、

- ・「環境と調和し快適に暮らす緑豊かなまち」づくり
- ・「豊かで夢と希望をもって生きる活力あうまち」づくり
- ・「安心して健康に過ごす助け合いのまち」づくり
- ・「可能性を伸ばし生き甲斐をもてる文化のまち」づくり
- ・「自ら考え主体となって参加する開かれたまち」づくり

〔以上 2003 年度秋田市の予算編成より〕

に x x x（金額）を投入というような、負担のベクトルが分かるように整理する。

c) 建設・管理会社方式の定着及び洗練化

財政負担を極力少なくするための試みの一つとして、独立法人プロジェクトカンパニー（建設・運営会社）を設立して、インフラストラクチャー整備を行なわせる方式が道路・上下水道セクターを中心にかなり広く行われているが、その定着に向けては以下のような課題解決が必要である。

第一に、同社は財政依存度を極力少なくすべく、商業銀行から資金調達を行なってプロジェクトを実施しているが、それは民間資金を締め出すことになる懸念もある。従って、共同起債、外資導入、他省からの資金導入など資金調達の源泉を多様化させる。

第二に、この方式の成否は事業の採算性に依存するので、採算向上にはいくつかの手を打つ必要がある。まず効率的運用が必要であり、同業プロジェクトカンパニーとの連携、合併なども考える。また関連事業の取り込みによる収入源確保など事業多角化を図るこのことは、同社が民間経営の感覚で事業運営に従事することが必要であることを意味する。また、経営能力の強化が不可欠である。

第三に、採算性と商業銀行からの借入れに関連して、収益の源泉が、利用者からの将来にわた

る「サービス料金」の徴収権・経営権・開発権・土地使用権・公共施設への企業名利用権等の「権利」にあることから、この「権利」の商品化・保全の制度化の枠組みを作る必要がある。同時にこうした権利の移転が容易に資金を生むことから、権利の乱売にならぬよう、権利の売買が適正なプロセスを通じて行われるよう十分留意すべきである。徳陽市における「土地貯蓄センター」設立の事例は参考となろう。

建設・管理会社方式は需要が大きい大都市圏では比較的容易に採算がとれるので実行しやすいが、中小規模都市では採算確保が容易ではないため、いくつかの地域を重ね合わせて採算をとるような仕組みを作る必要がある。また、建設・管理会社が多く設立されるにつれ、これらの事業体を総合管理する機関も必要となろう。そうした中で、事業体間の統合、協力関係構築なども可能になる。

d) 建設・管理会社の民営化への移行

建設・管理会社として成熟段階に移行した場合、その民間への売却による完全民営化を図る。その売却益をもち、新たな都市インフラストラクチャー整備に充当する。

e) PPP(Public-Private Partnerships＝官民協調)制度の定着

公的セクターの関与を出来るだけ少なくする方向を目指すとしても、関与が不可欠或いは効果的な局面がある。関与が必要な事例としては、工業団地の建設及び同団地への外資誘致のケースが挙げられる。団地そのものの建設は民間セクターに任せるにしても、諸優遇策の供与、外資導入の手続簡素化、輸入手続の同団地での施行など、許認可にかかる問題解決には公的セクターが効率良く関与する必要がある。ハード建設は民間、ソフト面での整備は公的セクター、という機能分担が民活のスムーズな実現には不可欠である。とりわけ「財政力」の強化には外資導入が威力を発揮するだけに、外資系企業の誘致における PPP は欠かせない。

公的セクターの関与が効果的な他の事例としては、関与（例えば一部出資）が「梃子」の役割を果たし、民間資金を呼び込むことが挙げられる。ただ、留意すべきは「公的セクターが関与している」ということから、事業運営が甘くなったりする懸念が極めて大きい（「モラルハザード」）ことである。従って、成功例のみならず失敗例からも多く学ぶ取る。

f) PFI (Private Finance Initiative＝民間資金主導) 実現のため、規制緩和を進める

大都市における道路開発事業、上下水道開発事業等の大掛かりなインフラストラクチャー整備は別として、中小規模都市における中小規模事業についていきなり BOT 方式を施行することは経済性確保の観点から容易ではないものの、PFI を応用することはそれほど難しくない。PFI 事業は学校、図書館、官舎、地域センター（コミュニティセンター）、スポーツ施設、ごみ処理施設といった単体、小規模の公共施設に適用しうるからである。PFI の利点は① 公的セクターの資金的支出が長期に平準化されること、② 公的セクターが企画から、建設、維持管理まで行なうよりは民間の総意によるほうが、経済的かつ効率的になしうる可能性があること、③ 民間の関与により民間企業の活動の場が増えること、にある。民間参入に向けた規制緩和を急ぐべきである。

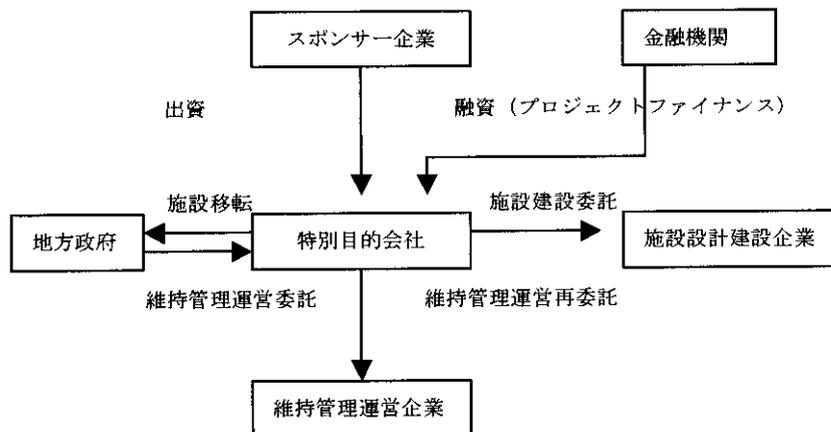


図 II.5.4 PFI 事例図

注： a) 契約関係

- ・ スポンサー企業間：出資契約
- ・ 地方政府→特別目的会社：PFI 事業契約（施設建設・維持管理運営）
- ・ 金融機関→特別目的会社：金銭消費貸借契約（プロジェクトファイナンス）
- ・ 特別目的会社→施設設計建設企業：設計施工一括工事請負契約
- ・ 特別目的会社→維持管理運営企業：維持管理運営再委託契約

b) 資金の流れ

- ・ 特別目的会社→スポンサー企業：出資・・配当
- ・ 特別目的会社→金融機関：借入れ・・元利払い
- ・ 特別目的会社→施設設計建設企業・・建設費支払い
- ・ 地方政府→特別目的会社：施設購入代金（売掛金の形で計上、長期分割支払い）及び維持管理運営費用
- ・ 特別目的会社→維持管理運営企業：維持管理費用

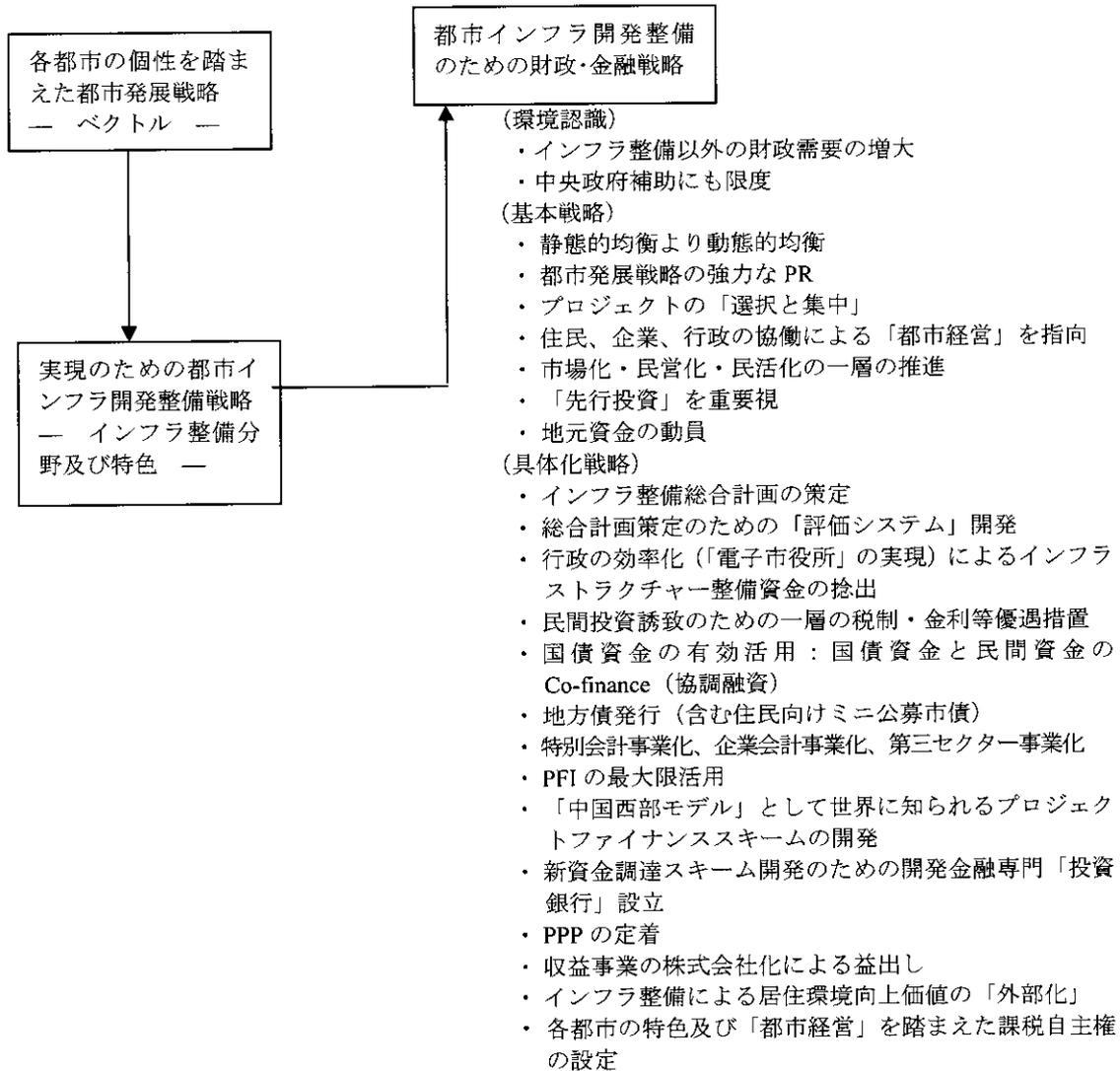
出所：JICA 調査団作成

日本における都市インフラストラクチャー整備への PFI の導入は 1999 年以降導入のための制度整備が図られたことから急速に進みつつある。1999～2002 年における導入件数は 94 にのぼる。導入対象施設のタイプとしては教育関連施設、複合公共施設、住宅・宿舎、社会福祉施設、文化施設が多い。

g) 「都市経営」能力の錬磨

「都市経営」は住民、企業、行政が協働して行なうべきものとの認識のもと、関係者全員がその能力の錬磨に努める。

h) 結論



都市インフラストラクチャー整備分野別資金調達概念表

作成に際しての基本的考え方：市税を主要財源とするが以下条件に従い、他の財源を織り交ぜる。

- (a) 本来、国が国民に対し提供すべきサービスについては国の一部負担を期待：義務教育、福祉関連、道路整備
- (b) サービスの提供から安定的なキャッシュフローが期待出来るものについては金融機関融資・企業債・外資導入を活用：運輸、上下水道事業
- (c) サービスの提供からキャッシュフローが見込めるが必ずしも安定的とはいえないものについては使用料、手数料を一財源：公共施設、病院
- (d) 便益が長期にわたり期待出来、次世代にも負担を求めうるものについては市債を併用：公園整備
- (e) 便益が地元住民に限定されるものについては市税及び市債中心：市民センター

分野	中央政府・省 政府一部分 担	市 税	市債・住民 参加型ミ ニ公募債	使用料・手数料・ 分担金・負担金・ 助産収入外	金融機関 借入れ・ 企業債	外資・ 国際協力	備考 (PFI) *該当
教育関連							
教育施設（学校校舎）	○	○	○				
医療関連							
病院	○	○	○	○	○		*
福祉関連							
児童福祉施設	○	○		○			*
老人福祉施設	○	○		○			*
社会福祉施設	○	○		○			*
保育所施設	○	○	○	○			*
市民生活関連							
博物館・美術館		○	○	○			*
スポーツ文化公園		○	○	○			*
市民センター		○	○				
図書館		○	○				
コンサートホール		○	○	○			*
消防施設	○	○	○				
環境関連							
ごみ処理施設		○	○	○			*
産業廃棄物処理施設		○	○	○			*
水道施設	○	○	○	○		○	
下水道施設	○	○	○	○			
湖沼等環境保全	○	○				○	
都市整備関連							
一般道路	○	○	○				
街路整備	○	○	○				
橋梁整備	○	○					
駐車場整備		○		○			*
市街地開発		○	○	○			
公設市場		○		○	○		*
物流施設		○		○	○		*
コンベンションセンター		○	○	○			*
住宅関連							
公営住宅	○	○		○			*
運輸関連							
高速道路	○	○		○			
高速鉄道	○	○	○	○	○		
自動車事業		○	○	○	○		
その他							
工業団地		○		○	○		*
工業用水	○	○	○	○			
河川改修	○	○	○				

出所：日本における実情などを基に JICA 調査団が作成

3) 分野別具体的戦略

表 11.5.9 分野別戦略

整備すべき都市インフラ	適用原則	財源	戦略(1)及び整備すべき制度(2)	備考
電力	受益者負担 特定受益者負担 民間主導	ダム建設等基本建設は財政(税収)、管理運営費用は受益者支払 電力料金 基本建設にかかる費用も可能な限り事後的に受益者より回収	(1) 民営化 (2) プロジェクトファイナンス、BOT、BOOなどを可能にする制度	電源開発についてはプロジェクトファイナンス、BOT、BOO等を活用 斯業のユニバーサルサービスの必要性を考慮すると民営化は当面電源開発に限定
高速道路	特定受益者負担	基本建設は財政(税収)あるいは土地使用権売却及び同使用権担保借入れ、管理運営費用は受益者支払利用料 基本建設にかかる費用も可能な限り事後的に受益者より回収	(1) 民営化 (2) BOT、BOOを可能にする制度	国家プロジェクトとしての性格を考慮すると、民営化は当面維持管理運営に限定
一般道路	不特定受益者負担	財政(税収)、土地使用権売却及び同使用権に対する質権を設定しての借入れ	(1) 公営(建設・維持管理につき別事業体方式) (2) 土地使用権に対する質権設定	
経済施設(工業団地など)	特定受益者負担 民間主導	基本建設は財政(税収)、管理運営費用は受益者支払利用料 基本建設にかかる費用も可能な限り事後的に受益者より回収	(1) 民営化(Public-Private Initiative) (2) BOT、BOOを可能にする制度	One Stop Service など政府によるソフトサービス整備が不可欠
情報通信	特定受益者負担	基本建設は財政(税収)、管理運営費用は受益者支払利用料	(1) 基本建設は公営、維持管理運営は民営化	
上下水道	特定受益者負担	基本建設は財政(税収)、管理運営費用は受益者支払利用料	(1) 民営化 (2) 適正なる公共料金制度	基本的建設は公的セクターが行なう
汚水処理	特定受益者負担	受益者支払利用料	(1) BOT (2) BOTを可能にする制度	
鉄道	特定受益者負担	基本建設は財政(税収)、管理運営費用は受益者支払運賃	(1) 公営、付属的業務の一部は民営化 (2) 適正なる公共料金制度	
環境対策	受益者負担	発生源からの徴税	(1) 官は規制者として関与、関係者による共同事業化	汚染発生者負担原則
ごみ処理(家庭用ごみ)	特定受益者負担と不特定受益者負担のミックス	財政(税収)	(1) 官の責任、PFI(BOT、BTOT) (2) 公民教育	単発的、小規模施設
ごみ処理(産業用ごみ)	特定受益者負担	処理料金の徴収(基本建設費用の一部は財政(税収))	(1) 民活化(受益者による共同事業体結成も)、PFI(BOT、BTOT) (2) 適正なる公共料金制度	単発的、小規模施設
環境保護	不特定受益者負担	財政(税収)、罰則金	(1) 官の責任	
緑化	不特定受益者負担	財政(税収)	(1) 官の責任	
都市再配置	特定受益者負担と不特定受益者負担のミックス	財政(税収)、特定受益者に対しては特別利益税	(1) 公営、民営化	入札方式による開発(都市住環境改善の一環)
レジャー・観光施設	特定受益者負担と不特定受益者負担のミックス	財政(税収)、特定受益者からの料金及び事業税徴収	(1) PFI(BOT、BTOT) (2) 特別目的会社設立制度	単発的、小規模施設
文化施設	特定受益者負担と不特定受益者負担のミックス	財政(税収)、一部は施設利用代金として特定受益者から徴収	(1) PFI(BOT、BTOT) (2) 特別目的会社設立制度	単発的、小規模施設
市場整備	特定受益者負担	特定受益者より事業税として徴収あるいは開発事業者が特定受益者より開発区利用料として回収	(1) PFI(BOT、BTOT) (2) 特別目的会社設立制度	単発的、小規模施設
学校・教育施設	特定受益者負担と不特定受益者負担のミックス	公的機関による義務教育については可能な限り税収、それ以外は特定受益者負担	(1) PFI(BOT、BTOT) (2) 特別目的会社設立制度	単発的、小規模施設
医療・保健	特定受益者負担と不特定受益者負担のミックス	財政(税収)、特定受益者からの医療費支払い	(1) PFI(BOT、BTOT) (2) 特別目的会社設立制度	単発的、小規模施設
水利建設	特定受益者負担と不特定受益者負担のミックス	財政(税収)、特定受益者による自己負担	(1) ダム建設及び1次灌漑設備は国(財政)、2次灌漑設備は農民 (2) 農民の水利組合制度	
住宅開発・商業施設開発	特定受益者負担	特定受益者による自己負担 開発業者は市中借入れ(開発許可権などを担保として提供)	(1) 民営化 (2) 開発許可権、営業権など「権利」の流動化	開発許可権の供与は入札ベースが原則

出所：JICA 調査団作成

(2) 地方財政戦略（地方財政を改善するための戦略）

1) 目標

多岐にわたる財政ニーズに応えつつ、なお財政規律を維持できるよう 懐化市における財政力の強化を目指す

2) 戦略—懐化市の財政力を持続的かつ自力で高めることが出来るような体制を構築—

a) 根源的な「地域力」の強化

長期的経済発展計画・財政力強化計画を立て、そのもとでまず先行して財政出動により経済の発展を図り、その果実として税収の拡大を図る。そのシナリオを図 II.5.7 に示す。このシナリオの眼目は、公共投資・インフラストラクチャー整備を梃子に民間投資を誘引し、投資拡大により経済を成長軌道にのせ「税収拡大＝財政力強化」を図ることにあり、こうした「良循環」を可能にするインフラストラクチャー整備をまず起爆剤とする。同時にこうしたシナリオを経済社会全般に目標として知らしめる「アナウンスメント」も重要である。

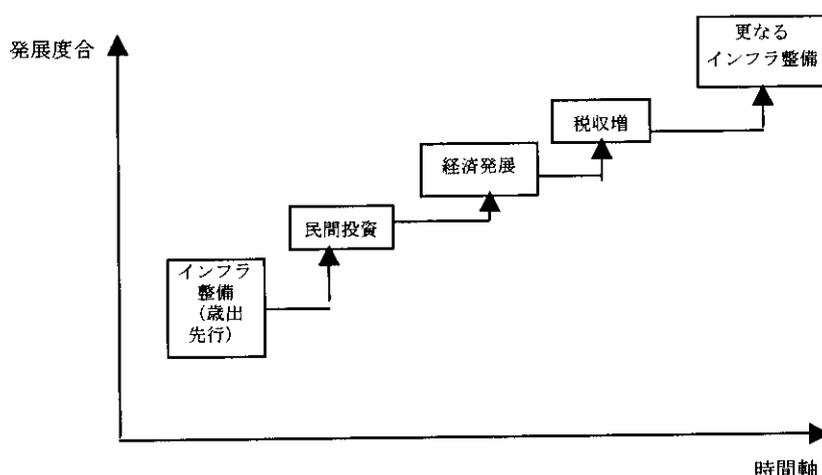


図 II.5.5 基本的戦略

出所：JICA 調査団作成

a. 都市インフラストラクチャー整備の総合計画策定

懐化市における総合整備計画を策定する。策定に際しては真に必要なものを絞り込む姿勢が重要である。

b. 静態的均衡より動態的均衡を重視

懐化市の潜在成長力は相当高いと推察される。一時的な財政均衡に固執して成長の芽を摘むようなことにならぬような財政運営を行なう。インフラストラクチャー整備のための財政赤字(起債)を容認すると同時に、積極的財政運営が発散的な不均衡をもたらさぬよう市の財政管理を徹底する。都市インフラストラクチャー整備については民需刺激効果の高い事業に重点・優先配分されるよう、予算の事業別シェアの固定化及び前年度比主義（対前年度増何%）を極力避ける。

c. 構造改革特区の設置と起業・創業のための戦略的支出の予算計上

懐化市の財政力を高める戦略として同市にあった「構造改革特区」を設定する。日本でも 2002

年6月「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」が政府決定され、これに基づき「地域力戦略」制度と呼ばれる「構造改革特区」制度がスタートした。これまで実現された特区は全国で140を数える。その趣旨には次のようにある。

「大都市が国際競争力を持ち、地方では個性ある発展を遂げるよう、各地域の潜在的な経済力を最大限に発揮させ、知恵と工夫の競争により地域経済を活性化する。このためには、国と地方の役割分担を見直し、地方で出来ることは地方にまかせることが重要である」

これに関連して経済費・商工費も「経済成長確保のための支出」として重視、一定割合を確保する。

d. 長期的成長をもたらす人的資本の充実を重視

人的資本(Human Capital)の質的向上は生産設備資本の蓄積同様経済成長の源泉であり、財政支出においてもこの点を十分考慮し、現在の西部地域における教育重視の姿勢は死守する。計量分析により人的資本の重要性、「教育」の投資効果を実証する。

e. 市財政のバランスシートの作成と市財政管理の能力向上に注力

民活の事例が多くなるにつれ、市財政の債務形態も多様化かつ複雑化する。市の正確な財務状態を明らかにすべく、バランスシートを作成する。同時に、資金収支分析を中心とする市財政管理の能力向上に一層注力する。公営事業（上下水道事業、バス事業、産業廃棄物処理事業等）については経営の効率化を図ると同時に経営の透明性を高めるべく「公営事業会計」を設定、一般会計から分離、公表する。「隠れ借金」を表に出し、効率性を追求する。

b) 中央政府・地方政府間の歳入移転の適正化

経済が成熟化し、成長率も安定的でかつさほど高くなく、インフラストラクチャーの整備も相当進んでいるような経済においては中央政府からの地方政府への税移転は「住民の享受するサービスの平準化型」を狙ったものでよい。しかし、発展段階にあり、今後インフラストラクチャー整備がますます重要になる経済では、インフラストラクチャー整備ー経済成長ー税収増加ーインフラストラクチャー整備資金の返済、が可能となるような「成長確保型」税収及び配分が望ましい。

- a) 中央政府及び地方政府の「事権」の明確化と基本原則見直し
- b) 中央政府及び地方政府の「財権」の明確化と基本原則見直し
- c) 地方政府における課税自主権の基本原則見直し
- d) 国税及び地方税項目及び同一項目の中央政府・地方政府間での配分の適正化
- e) 地方政府における課税自主権の基本原則見直し
- f) 歳入・歳出の地方政府間（一級及び二級）での配分の適正化
- g) 地方における歳入と歳出のギャップをうめる方式の見直し：客観性と透明性の確保
- h) 「サービス平準化型」移転フォーミュラと「成長確保型」移転フォーミュラの二本立て
一例として付加価値税の地方帰属分の拡大

c) 地方債の発行を容認

懐化市における投資的支出をまかなう原資として地方債の発行を起債制限条項をつけ認める。発行額が小規模すぎると発行コストが嵩むことから共同発行も視野に入れる。西部開発関連の金融機関が代表して政府保証債を発行、それを各都市に転貸する方式も考える。

表 II.5.10 地方歳出項目別財源モデル例

項目	一般財源	国及び省からの補助金	その他〔手数料・使用料など〕	市債
議会費	XXX			
総務費	XX	X	X	
市民費	XX			X
福祉費	XX	XX		
衛生費	XX	X	X	
環境保全費	XX		XX	
環境事業費	XX		X	
経済費	X		XX	
緑政費	X			XX
都市計画費	XX			X
道路費	XX	X		X
河川費	X	XX		X
港湾費			XX	X
建築費	X	X		XX
消防費	XXX			
教育費	XXX	X		X
公債費	XXX			

注： XXX：最重要財源

XX：重要財源

X：一財源

出所：JICA 調査団作成

d) 「都市経営」強化のための4つの「改革」

a. 「多様な資金調達・財源調達」：財政基盤の強化

納付方法の改善等により市税収納率の向上を図る。保有土地や既存施設の民間売却、貸付けにより保有コストや運営コストの縮減を図る。使用料・手数料等につき適正なコストに応じた負担と言う観点から見直す。また、懷化市の特色ある「都市経営」実現のために必要な関税自主権を現在の予算外制度と矛盾しない範囲内で認める。

b. 「公共事業の効率化」：公的ストック戦略

- ・公共事業評価制度の充実を図る。
- ・PFIの活用により民間で出来る業務は民間に任せる。地方財政への負担軽減及び地方経済活性化並びに民間企業への事業機会供与の観点から、地方行政サービスを可能な限り民営化する。この点、日本においても地方財政難、公共サービス提供の効率化要請、民間活用の促進、を背景に、これまで地方自治体が行うべきとされてきたサービスの提供が民間で行われるようになりつつある。最近の調査によれば、公園・児童遊園地、コミュニティーセンター、市区民会館・公会堂、市区営病院・診療所の各施設における運営において民営化が進んでいる。
- ・公共事業にかかるコストを、具体的目標を定めて削減する。既存公共施設の有効活用（ストックマネジメント）の推進を利用施設の市民への情報提供、施設の跡利用などにより図る。

c. 「市政運営の効率化」

経費削減の具体的目標を設定。電子市役所の実現や業務の効率化による経費削減。

d. 「予算制度の改革」：成果重視

評価手法の開発

5.7 政策・制度・事業の提言

ビジョン〔森林産業の街・懐化市〕

総合戦略項目 (あるいは戦略総論項目)	個別戦略項目 (あるいは戦略各論項目)	市政府のとるべきアクション (政策・制度・事業)			省府・中央政府の取るべきアクション (政策・制度・事業)
		短期 (～5年)	中期 (5～10年)	長期 (10～20年)	
1. 最重点戦略「森林産業の振興」	1. 計画的に人工林の形成と全体管理システムの確立	・長期植林計画マスタープラン作成 ・森林管理システム確立	・最適樹種選択と植林促進 ・用途別植林計画の実施	・モデル人工林としての指定 ・改良樹種の開発	人工林の管理標準の設定 開発基礎研究による支援と情報・技術の移転
	2. 適正樹種研究のための試験所と種苗センター設置	・試験所の拡充 ・適正樹種研究・開発促進 ・種苗センターの計画・設置	・種苗センターの活動開始		
	3. 木材ベースのバイオエネルギー開発計画	・大型パルプミル計画における発電モデルのF/S実施 ・バイオ発電の技術導入確立	・バイオマスのガス化試験と技術確立 ・同上液体燃料生産技術の開発研究	・バイオマスの燃料電池開発・自動車用燃料生産技術の確立	・公的研究機関における共同研究と研究成果の移転および情報交換・技術指導
	4. CDM適用による植林事業への外国資本の導入	・新植林・再植林のCDMプロジェクト形成と外資導入 ・化石燃料代替バイオエネルギー発電プロジェクトへのCDM導入	・バイオガスによる化石燃料代替プロジェクトのCDM導入	・バイオマス液体燃料による自動車燃料代替へのCDM導入 ・燃料電池によるCDM導入	・化石燃料代替促進政策による事業化のインセンティブ供与 ・公的研究機関による研究成果の移転・技術指導
	5. 木材及び関連製品の輸送インフラとシステムの構築	・林道の整備 ・水運利用の研究 ・木材、製品の輸送最適化研究	・長期植林計画MPに沿った輸送インフラ建設の実施 ・水運システムの開発・実施	・輸送インフラの整備完了 ・製品輸送道路整備完了 ・輸送インフラのメンテナンス	・インフラ建設投資協力
	6. 輸出入用木材製品の生産計画	・輸出入市場調査と輸出戦略策定 ・輸出入向け製品の生産計画、設備投資の実施 ・輸出入向け製品の標準化策定	・品質管理の徹底 ・輸出入市場向け製品出荷 ・製品のブランド化促進	・継続的輸出ルートの開発 ・懐化製品ブランドの確立	・輸出奨励インセンティブ

1.重点戦略「森林産業の振興」(続)	7.最新技術による大型パルプ・製紙工場建設	<ul style="list-style-type: none"> 大型パルプミル建設長期計画策定 植林計画と原木供給長期計画策定(省境外辺境地開発計画を含む) 既存計画1次工場建設完了 	<ul style="list-style-type: none"> 大型パルプミル増設計画実施(20→40万トン/年) 新規設備計画作成(年産50万トン) 省境外辺境地森林開発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 省境外辺境地を含む広域森林区からの集材を併せて年産総額120万トン規模のパルプミル生産を実現 	<ul style="list-style-type: none"> 資金調達支援 環境管理の徹底 関連省間の調整
	8.漢方薬材料の栽培	<ul style="list-style-type: none"> 漢方薬の世界市場調査 地場産漢薬原料の評価研究 漢薬原料栽培技術の向上と確立 有力漢方薬メーカーの誘致 	<ul style="list-style-type: none"> 漢方薬研究所の創設・漢方薬原料の改良研究・新漢方薬原料の開発研究・漢方薬製造技術の導入・新漢方薬の開発研究 	<ul style="list-style-type: none"> 懐化ブランドの漢薬原料の量産化・懐化ブランドの漢方薬生産 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎研究支援・特許出願支援
	9.その他の森林関連産品の開発研究を実施	<ul style="list-style-type: none"> 商品の内外市場調査・商品の評価と事業化の予備検討 製品の改善研究・新事業の事業化F/S実施 	<ul style="list-style-type: none"> 競争力強化戦略の実施・地域ブランドの確立と市場拡大・事業拡大投資 	<ul style="list-style-type: none"> 安定市場の確保 品質向上の研究開発 新製品開発研究投資 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業支援・創業支援・輸出奨励
2.関連戦略「小水力エネルギー開発とバイオエネルギーの統合」	1.民間小規模発電投資の促進	<ul style="list-style-type: none"> 小水力、バイオマス発電奨励のキャンペーン実施 	<ul style="list-style-type: none"> 第1次発電プロジェクトの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 国産技術の確立と設備生産 	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発協力 化石燃料代替奨励制度 IPP制度と電力買い上げ価格奨励 設備投資優遇税制の適用
	2.民間小水力発電の振興	<ul style="list-style-type: none"> 商業発電可能性の予備調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> 系統連携の実施と優先IPP適用 		
	3.民間発電のIPP制度普及と連携統合	<ul style="list-style-type: none"> F/Sの実施と資金調達の協力 	<ul style="list-style-type: none"> 技術改善研究と設備設計研究 		
3.重点戦略：市場拡大戦略「物流センターと物流システム最適化による市場拡大」	1.物流センターの創設	<ul style="list-style-type: none"> センターの計画と予備F/S センター運営企業の誘致 商業からの参加促進協力 センター立地選定整備協力 周辺インフラ整備・投資 センター建設投資開始・内外業界へのPR協力 	<ul style="list-style-type: none"> 物流センター完成 操業開始 流通企業のIT化の促進 市場データベース整備協力 	<ul style="list-style-type: none"> 物流センターネットの広域化促進 全体システムの現代化とメンテナンス協力 物流の完全IT化の実現 	<ul style="list-style-type: none"> ITの普及とIT教育促進 広域物流の規制撤廃 全国物流インフラの整備 市場拡大政策の促進 商業活動の規制緩和
	2.遠隔地市場統合戦略	<ul style="list-style-type: none"> 拡大商圏ポテンシャル調査 拡大商圏の流通システム研究協力 拡大商圏開発計画策定協力 第1次インフラ整備計画の実施 	<ul style="list-style-type: none"> IT情報ネット構築計画と実施協力 インフラ整備計画の全域実施促進 輸送システムの確立協力 		

<p>3.重点戦略：市場拡大戦略「物流センターと物流システム最適化による市場拡大」(続)</p>	<p>3.商業地区の近代化戦略</p>	<p>・新都市計画策定 ・TMOの組織化促進とショッピングモールの形成促進 ・土地利用再計画と商業地の再設計 ・大型スーパー、量販店の導入と商店の専門店化促進</p>	<p>・専門店の差別化促進 ・通信販売網の整備 ・固有ブランド化の促進 ・地域市場データベースの整備</p>	<p>・小売業の住み分け完成・市区内商業地区の繁栄</p>	<p>・内外市場情報の提供とデータベース化協力 ・農産品・加工品の品質標準規定の徹底 ・農産物・加工品の包装仕様標準の確立 ・最先端農産加工技術の紹介と導入促進 ・農産品流通のIT化促進 ・農産物・加工品の流通インフラ整備</p>
<p>4.農業・農産加工振興戦略「農産物の付加価値向上」</p>	<p>1.加工食品産業の拡充とマーケティングシステムの確立</p>	<p>・内外の加工食品市場の調査 ・市場性のある農産品・加工品の市場情報提供システム研究・開発 ・農産品・加工品の流通ルートおよびシステムの研究 ・開発投資・農産物の販売市場計画・実施</p>	<p>・市場情報提供システム確立 ・流通システムの確立 ・製品開発研究 ・品質管理標準化促進 ・BtoBシステム普及研究 ・物流センターの活用 ・包装材の開発と生産企業設立</p>	<p>・販売ルートの確立と安定販売の確立(評価の定着) ・新製品と新市場の開発促進 ・ITマーケティングの確立 ・農産物・加工品の国際競争力向上</p>	<p>・農産物・加工品の最適輸送システム及びインフラの完備</p>
<p>2.農産物、農産加工品の輸送インフラ・システムの拡充</p>	<p>3.食品加工品質管理の国際標準資格(HACCP)拡充</p>	<p>・輸送システムの開発・研究 ・パッケージング方法の確立 ・輸送インフラの開発 ・物流センター計画への参加と関連設備投資の促進(組合ベース)</p>	<p>・品質管理の徹底と検査制度確立 ・産品のブランド化促進 ・付加価値農産品の開発研究</p>	<p>・輸出産業の育成</p>	<p>・国際標準の制度化・検査制度確立と検査所配置 ・工業労働者への転換教育政策・市民社会参加の基礎教育</p>
<p>4.農民教育(成人教育)</p>	<p>1.張家界・桂林・貴陽との観光ネットワーク化</p>	<p>・加工食品の標準化研究 ・HACCP導入の検討・国内外市場ニーズの研究 ・市民教育・市場経済の基礎教育</p>	<p>・国際標準の適用実施 ・国際市場への参入 ・経営者教育・工業技術訓練・高等教育</p>	<p>・成人教育講座の定着</p>	<p>・観光開発戦略「少数民族文化資源を開発し観光産業を促進する」</p>
<p>2.観光活動を通じた伝統文化や文化遺産の保全</p>	<p>2.観光保存法の策定・文化遺産の観光化の研究</p>	<p>・関係省、観光地の連携形成と共同宣伝活動計画 ・交通ルート・ネットワーク化計画 ・観光スポットの改善 ・文化保存法の策定・文化遺産の観光化の研究</p>	<p>・中国人観光客を中心とした開発体制の確立</p>	<p>・国際的観光客を中心とした開発体制の確立</p>	<p>・観光政策による地域の開放・国際化に伴う観光インフラの整備投資 ・文化財保全予算の確保・伝承文化保存の予算化</p>

<p>6.域外交渉戦略「域外・移輸出市場へのアクセス戦略」</p>	<p>1.伝統産品の移輸出の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的産品の市場性調査・研究 ・移輸出対象市場の想定とマーケティング戦略の研究 ・産品の改良研究・国際競争力の研究と改善検討 ・非効率設備の廃棄促進と統合合理化計画の検討 ・環境管理の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産合理化の徹底による競争力強化 ・技術の高度化による品質向上と市場性の向上 ・製造技術の開発研究促進 ・廃棄設備の転換計画 ・先端技術の導入 ・新産業への転換と新事業創業促進 	<p>・国際的競争力による淘汰</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各産品の再評価 ・技術導入促進 ・合理化促進 ・周辺インフラの強化 ・無意味な助成の廃止と淘汰の促進
<p>2.新移輸出産品の開発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地場資源の再評価と応用研究 ・創業促進・インキュベータの設置 ・金融支援・VCの設立等 ・森林関連産品の創業奨励 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関による技術開発促進 ・創業支援と技術指導体制確立 ・テクノパーク創設 ・輸出促進政策の適用 ・産学官共同開発体制確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・新事業の離陸・特許出願体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎研究の実施と開発技術の公開 ・技術移転・資金的支援 ・技術指導体制確立 ・中小企業振興政策 	
<p>3.市場へのアクセス戦略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市場情報アクセス法の確立 ・市場情報データベースの整備 ・マーケティング技術の教育・訓練 ・国際見本市への出展とPR 	<ul style="list-style-type: none"> ・BtoB システムの確立 ・商社機能の育成 ・市場情報ネットワークの普及 ・主要市場への出先機関の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場アクセスのIT・化確立・普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・IT化促進・市場情報データベース整備 ・情報インフラの整備 ・地域産品の宣伝システム構築協力 	

7.都市開発戦略「都市開発のイメージと景観設計：森と川のある森林都市」	1.沅江の清流復活 2.河岸遊歩道の景観整備 3.市内のごみ減減作戦	・河岸補修工事実施 ・河川の川床浚渫 ・下水道設備整備促進 ・上流域・水源の環境整備 ・河岸遊歩道計画と緑化計画	・下水道整備完了 ・河川浄化市民運動の展開 ・河川水のモニタリング ・河岸公園・遊歩道の建設	・五溪文化の復活 ・沅江の清流復活	・環境管理・規制の徹底 ・護岸、浚渫工事の実施 ・上流域管理の徹底 ・河岸景観改造投資
	3.市内のごみ減減作戦	・都市ごみ処理システムMP策定 ・都市ごみ処理施設整備計画 ・資源ごみ分別収集計画	・ごみ処理場の建設 ・分別収集市民運動の展開 ・資源ごみ活用計画 ・リサイクルの事業化	・都市ごみエネルギー開発 ・ごみ処理事業の完全民営化	・環境基準の整備 ・地下水モニタリング ・資源ごみ活用基準制定 ・目的税施行
	4.市内の緑化計画	・新都市計画における緑地帯拡大 ・市民参加による懐化市緑化基本計画の策定（緑化基準設定等） ・植樹木の選定（市民参加） ・緑化市民運動の組織化	・緑化市民運動の展開・自然環境保全の基準策定	・生態系ネットワークの形成	・都市計画への市民参加 ・都市行政への市民参加
	5.商業地の再配置と近代化	・商業中心地の区域指定と開発計画策定（業界参加） ・小売業・卸売業の地域区分 ・小売業によるTMO組織化と近代的ショッピングモール計画策定 ・量販店と専門店地域区分	・左記計画の実施	・再近代化の実施と商業区域の再開発（拡大・高層化）	・都市計画への業界団体 ・市民の参加 ・周辺関連インフラ整備
	6.大型産業立地の指定	・森林産業集約立地の計画策定 ・工業用役の供給計画 ・環境基準ベースラインの設定 ・産業誘致条件の設定(業種指定) ・投資誘致運動の展開	・工業用地の造成 ・企業投資の調査支援 ・EIAの実施協力 ・建設協力 ・周辺インフラ整備 ・労働者の教育・訓練	・環境管理の徹底 ・物流インフラの整備・拡充 ・関連プロバイダーの育成 ・技術専門教育機関の設置 ・情報インフラの整備	・産業公害管理の徹底 ・技術専門学校設立 ・産業インフラ開発投資 ・企業誘致 ・投資促進施策 ・人材育成

8.市民社会形成戦略「都市開発市民運動」	1.都市経営への市民参加	都市経営への市民参加奨励 ・改善計画への市民の声募集	・官民各種協議会の形成・行政への市民参加の定着	・開かれた市民の街「懐化」 ・クリーナーな緑の街「懐化」 ・森林産業の街「懐化」の実現による郷土愛の涵養	・行政への市民参加機会の創出 ・市民主体の街づくり運動の促進
	2.都市計画への市民参加	都市計画への市民代表参加 ・緑の基本計画の共同策定			
	3.街づくり市民運動の展開	緑の街づくり運動組織化 ・各市民イベントの共同開催			
	4.市民教育の徹底と市民社会の意識形成	市民共同組織形成と勉強会 ・都市行政改善提案の採択			

6. まとめ：西部地域中等都市発展戦略の要諦

6.1 都市類型、開発テーマと発展戦略

以上、5事例都市のそれぞれについて、都市発展戦略を考察してきた。この都市発展戦略は個々の都市の特殊条件を踏まえながら個々の都市に即して考えられているが、同時に「西部地域中等都市」一般にも妥当する普遍性を求められているものである。しかし、当然ながら西部地域の中等都市は極めて多様で、西南部に限ってさえ、その一般化は難しい。

代わって、この報告書では5事例都市をいきなり一般化するのではなく、途中に一般化への媒介となるものを二つ置いた。一つは「都市類型」であり、もう一つは「開発テーマ」である。すなわち、中等都市を類型化し、その類型の代表と見ることによって事例都市の戦略を一般化する方法の一つである。他方、事例都市の直面する「開発テーマ」を一つ取りだし、それに沿って戦略を考えることで、同じようなテーマに直面する他の中等都市の戦略策定の参考に供する方法がもう一つの一般化である。

JICA 調査団の分析による都市類型と開発テーマは表 II.6.1 のようにまとめられた。

表 II.6.1 5事例都市の類型分類と開発テーマ

	四川省		雲南省		湖南省
	都江堰市	徳陽市	大理市	玉溪市	懷化市
都市規模区分	小都市	中等都市	中等都市	小都市	中等都市
行政級区分	県級市	地級市	県級市	地級市	地級市
都市機能分類	衛星都市	中心都市	地方中心都市	中心都市	地方中心都市
経済特性	経済中進都市	経済中進都市	経済中進都市	経済先進都市	経済中進都市
産業特性	工業・観光都市	工業・商業都市	工業・観光都市	工業都市	商業・物流都市
開発テーマ	成都の奥座敷（裏の花園）を作る	魅力ある工業都市を作る	21世紀の楽土・大理の創造	緑色模範都市	持続可能資源の高度利用モデル都市

注：類型分類は表 I.1.3.4「事例5都市の類型分類」をもとに簡略化した。

出所：JICA 調査団作成

そしてさらに、本プロジェクトの考究を通じて明らかになったのは、それら「戦略内容」を論じる以前に「戦略策定方法」の一般化が必要ということである。したがって、以下には「戦略策定方法」の一般化、そして「戦略内容」の一般化の順にまとめを行なう。

なお、以下のまとめは個々の都市政府に向けたものではなく、中国政府、さらに言えば本プロジェクトのカウンターパート機関である国家発展和改革委員会地区経済発展司を念頭に置いたものである。事が中等都市の発展戦略であるから個別中等都市政府向けと読まれるかもしれないが、実際はそうではない。それらの都市政府を行政的に指導する立場にある機関が、その発展戦略の立て方・考え方について助言や指導を行なう際の指針となるようにとの意図で書かれたものである。その点を最初にお断りしておく。

6.2 西部地域中等都市発展戦略の要諦：5事例都市発展戦略の一般化

6.2.1 戦略策定方法の一般化

中等都市の発展戦略を策定しようとする場合、西部地域の5事例都市に共通して見られた方法論上の問題三点と、それら中等都市自身には解決の手段がないが戦略策定上の重要事項である行財政制度の問題とを指摘したい。

(1) 「戦略」とは「選択と集中」である

あらゆることをやろうとするならば「戦略」は要らない。「戦略」が必要となるのは、何かを「選択」し、そこに限りある資源を「集中」するからである。何を選ぶか、そこにどの資源をいかに集中して投入するかが「戦略」である。

中等都市政府は、この「戦略」という語の正しい意味をよく理解しているとは言えない。それも無理からぬものがあって、市政府が行なっている「行政」では、所管する責任事項すべてを遺漏なくカバーすることが第一の任務だからである。将来計画を策定する際にも同じ考え方が働き、全部局の全事業計画を網羅したものが市の計画になるのは自然である。

他方、市政府が都市を「経営」という観点に立てば全く違ったアプローチが必要になる¹⁶。そこでの最大の関心は、限られた経営資源をいかに効率よく動員・利用して、定められた経営目標を実現していくかにあるからである。いくつかの目標が取捨選択され、それに向けて持てる資源が集中される。「選択と集中」こそが経営戦略の基本である¹⁷。

5事例都市の戦略を策定する際も、その「選択と集中」の適用を目指した。それぞれの都市の将来ビジョンを一つの「開発テーマ」として定め、その実現のための方策に絞って戦略の体系を組み立てたのである。その結果、本報告書にまとめられた戦略は市政府の持つ長期計画とは少し異なった視点と重点を示していると考えられる。

しかし、この5事例都市発展戦略はなお「戦略」としては不徹底な点を残していることも否定できない。それはこの戦略策定が各事例都市政府と我々JICA調査団との共同作業だったからである。そこでは市政府の「行政」上の配慮を全部退けることはできなかつたし、JICA調査団側も自信を持って極限まで「選択」を絞り込むだけの判断はできなかつたという事情がある。

このような実際上の不徹底さを考慮に入れた上で、なお「戦略」とは「選択と集中」の謂であることを最初に強調しておきたい。

(2) 都市発展の真の原動力は「知恵と行動」である

都市発展の牽引車は経済活動である。しかし、その経済活動を導き、制御するのは人間である。さらに言えば、人間の持つ知恵である。都市発展の原動力は確かに経済発展であるが、それを導き正しく制御するものという意味で、都市発展の真の原動力は「人間の知恵」であり、それを実践に移す「行動」である。

短期的な利益のみを追求する盲目的な経済発展と、それに牽引される都市発展は「知恵なき発展」であり、中等都市が求めるべきものではない。中等都市は「知恵に溢れた発展」を目指すべ

¹⁶ 現今の中国では「都市経営」という語に悪い意味がついて回り、これに否定的な見方もされている。しかし、ここでは「いい都市経営」「本来あるべき都市経営」を指して論じている。

¹⁷ しかし、ここで言う「選択と集中」が、例えば市内の一部の住民グループを相応以上に利するというような意味ではないことを指摘しておく。

きである。

「我が都市をどう発展させたらいいか、アイデアがない」という声をよく聞く。その求めに応えるべく、調査団はできるだけ多くのアイデアをこの報告書の中に示した。是非参考に供して頂きたいと思う。

しかし、都市をいかに発展させるかのアイデアは、その都市の人（地方政府、住民、企業など）自らが考え出すのが本当である。外部から持ってきたアイデアは外来植物と同じで、なかなか根づかないからである。地元の人が自分の頭から絞り出した知恵こそが根づく。そのような地元の知恵を地方政府が積極的に掬い上げることが必要である。それを実現するための一つの方法が「住民参加」である。都市を発展させるための知恵を「上に、外に求める」のではなく、「下に、中に求める」のである。本プロジェクトを実施する過程で分ったことの一つは、都市住民が大小様々なアイデアを持ち、それを都市行政に反映させたいと願っていることである。そのようなアイデアこそが都市の将来を孕んだ発展のための種子である。

しかし、アイデアは出しただけでは何の意味もない。アイデアは実践されてこそ価値がある。「下から、中から」出されたアイデアを大いに試してみるべきである。失敗を恐れず、そのようなアイデアに実現の機会を与えるべきである。「知恵」を「行動」に移すべきである。

最後に、地方政府には「いいアイデア」と「悪いアイデア」を峻別する知恵も必要である。評価を通じて「悪いアイデア」を見抜き、実施しない判断ができなくてはならない。その際の判断基準は「公益」であり、都市の「全面的な発展」の可能性であり、都市住民の「幸福」である。経済的得失ではなく、それをも包含した知恵こそが都市発展を導かなくてはならない。

(3) 真に「全面的発展」を目指す

本報告書がその中等都市発展戦略の冒頭に掲げたビジョンは「量的に発展する都市」から「全面的に発展する都市」へというものである。このビジョンの追求こそが、すべての中等都市発展戦略の共通の核心でなければならない。

5事例都市の考え方には「量的に発展する都市」を追求する発想が根強い。例えば「〇〇年までに大都市化実現」というような目標である。このような目標、あるいは「量的な発展」を目指すことがすべて否定されるわけではない。都市の発展がおのずと量的な拡大をもたらすことはあってしかるべきだからである。問題は、「量的な発展」に「質的な発展」が伴っていないことにある。例えば都市住民の生活の質を向上する、都市の環境を美しく維持する、歴史を活かし新しい文化を作り出す、さらには都市住民が誇りに思う都市を作るといったような質の側面にも都市発展の注意が向けられるべきである。「量的発展」と「質的発展」の両面が同じ重さで取り扱われ、真に「全面的発展」と言えるような戦略を策定すべきである。

(4) 都市行財政制度の改革は前提条件である

中等都市発展戦略を策定する際、中等都市がおかれた現行の行財政制度の枠を外れることはできない。これは当然の原則である。しかし、本報告書でも詳しく論じた通り、この行財政制度の枠組そのものに多くの不備や問題点がある。そのような制度下にあっては、中等都市の新しい形の発展を目指そうにもおのずから多くの障害や限界が立ちはだかることになる。現行の行財政制度をそのままにしては、中等都市発展戦略の有効性は十分に発揮できないであろう。しかし、その制度改革を中等都市自身が行なうことはできない。都市行財政制度改革は、すべての中等都市

発展戦略の前提条件として、中央政府によって推進されなければならない。

西部地域中等都市発展戦略上、特に重要と思われる改革課題は次の通りである。

- 1) 地方行政階層の簡素化
- 2) 地方政府の行政所管事項（「事権」）と財源の不一致の改善
- 3) 省政府及び市・県政府への財政移転の仕組み改善（分税制の改革を含む）
- 4) 教育・保健・社会保険などの社会サービス支出を上級政府も一部負担する制度の強化
- 5) 土地使用制度、特に土地収用制度の合理化
- 6) 予算外財政の健全化
- 7) 地方債起債の認可
- 8) 地方政府首長が市・県民に対して責任を持つ体制の構築

6.2.2 戦略内容の一般化

都市類型に応じた戦略、開発テーマに応じた戦略を抽象し、戦略内容の一般化を試みる。西部地域中等都市に共通する戦略の要点は次の諸点である。

(1) 「中等都市であることの価値」を追求

全ての中等都市がいたずらに大都市を目指す必要はない。ほどほどの都市規模で自然も豊かに残り、都市の利便性と農村の環境のよさを併せ持つ中等都市の価値を大事にし、維持していくことを目指す中等都市があってよい。他方、中等都市の中には着実な発展の結果、おのずと大都市へ成長を遂げるものも出てこよう。しかし、そのこと自体を目的にするのはおかしい。そもそも大都市・中等都市・小都市の区分は統計上の便宜のために設けられたに過ぎず、その分類には何ら実質的な意味はないからである。大・中・小の区分にこだわり、ひたすら大都市を目指すことばかりが都市発展の目標であってはならない。今の中等都市のそれぞれの特徴・個性に合った発展の道を探すべきである。例えば、観光を柱とする都江堰、大理は基本的には中等都市にとどまることにこそ価値があるだろう。反面、工業ポテンシャルに恵まれた徳陽、玉溪、懷化は大都市へと脱皮していく可能性がある。都市の多様な個性を見極めつつ、中等都市であることの価値も恐れずに追求できるような発展観が求められる。5事例都市の発展戦略はいずれもこの見方を根本に持っている。

(2) 「都市ブランド」を確立

我が都市の「売り物」は何か。我が都市の名前を全国に知らしめるものは何か。そのような「売り物」を作り、それを核にして都市の発展を領導していく「都市ブランド」戦略が有効である。上述した「選択と集中」を適用する好例である。5事例都市の例ではそれぞれの「開発テーマ」がまさにその「都市ブランド」を指している端的なケースもある。今回の戦略の中で見出された「都市ブランド」は次のように整理される。

都江堰市	「成都の裏の花園」、歴史と合わさったすぐれた自然環境
徳陽市	機械産業都市
大理市	「風花雪月」、21世紀の楽土
玉溪市	綠色模範都市

懷化市 森林都市、流通拠点都市

どの中等都市も一様に工業を発展させる必要は全くない。それぞれの都市が全国に誇りうる「売り物」を見出し、育て、都市名とともに全国に名を馳せるようにすることが、都市発展の戦略的な道である。

(3) 企業部門の取り込み

どの都市にあっても産業振興が最大の課題であり、戦略上の焦点である。産業こそが都市発展の牽引車に他ならないからそれは当然である。しかし、市場経済下の産業振興の根本的な難しさは、産業を担うのは企業であって政府ではない点にある。計画経済下とは異なり政府が望む通りに企業が動くとは限らず、それを強制する力も政府にはないからである。市場経済下、政府が産業振興のためにできることは企業を「誘い」「支援する」ことに留まる。しかし、企業こそが実は都市発展の最強の牽引役を果たす。

これには異論もある。市政府は有力国有企業を通じて産業振興を自ら領導できるという見方である。確かに、中国の市場経済は純正の市場経済ではないし、国有企業が産業に占める割合もまだまだ大きい。この点は特に西部地域では顕著で、徳陽市のように市の中核企業は国有企業という場合が多い。従って産業振興においても国有企業の果たす役割は当然大きなものがあり、市政府にも一定の牽引力があることになる。しかし、国有企業を市政府の意向に従わせて自由に動かすという時代は明らかに終焉を迎えつつある。そのようなことをしては国有企業の競争力が削がれ、いずれ市場の中で敗れ去っていくことは明らかだからである。市場経済のもとでは企業は国有・私有を問わず、経営権の完全な自由がなくては長く存立することができない。政府が産業を領導することは短期的には可能でも、長期的には持続できないのである。では、どのようにしたら市政府に産業振興が果たせるのか。

そのように見ると、市場経済下の都市発展戦略の一つの要諦は、国有・私有を問わず企業部門をいかにその中に取り込むかにあることが分ろう。まず、発展戦略の策定自体に都市の既存の企業部門が深く関与し、とりわけ私営企業の観点が反映できるようにすべきである。次いで、都市の企業部門と市政府との協働をあらゆる場面で深め、実践していくべきである。5事例都市では、この面での意識は生まれつつあると見られるが、実践はまだ緒についたばかりである。本報告書にまとめられた各都市の戦略に、市政府による民間企業への働きかけがさまざまに提言されているのは、このような狙いがあるからである。

(4) 投資を呼ぶ方策

産業振興は投資によって始まる。投資をいかにして誘致するかもまた大きな都市発展戦略上の課題である。通常、これには、さまざまなインセンティブの付与（税の減免、土地の無償・廉価提供、質の高い産業基盤の提供など）をもって答えるのであるが、5事例都市も例外ではない。他の中等都市も同様であろう。ただ、中国全土の開発の進展と都市間の競争の激化に伴って通常のインセンティブは効果が薄くなってきていることも事実であり、新たな発想も求められる。その点でも5事例都市の戦略は参考になる。すなわち、全く新しい産業投資をやみくもに呼び込むのではなく、既存の中核産業を軸にその周辺に関連する投資を着実に積み上げていく指向（徳陽市の機械産業、玉溪市のたばこ関連産業に見られる「選択と集中」）が一例であり、もう一つはこれまで十分に活用されてこなかった資源に着目し、世界的な最新のトレンドの中でその新しい

産業利用形態を体系的に探ろうとする試み（懷化市の森林関連産業）である。無論、企業投資の動向は非常に多くの要因に複雑に左右されるから、投資誘致戦略がいつでも必ず成功するとは限らないが、このような新しい発想なしに通常のインセンティブ戦略に頼っても効果は限られよう。

(5) 公共交通の重視

自動車の増加に伴う弊害が顕在化しつつある状況下、公共交通を軸とした都市発展戦略を検討すべきである。モータリゼーションは5事例都市でも進みつつあり、都市の中心部では交通渋滞の規模が徐々にではあるが拡大してきている。交通渋滞は、速度の低下や定時運行の妨げなど路面公共交通サービスの質の低下をもたらし、その結果、自家用自動車の利用者がさらに増えるという悪循環につながりかねない。自動車の増加は、交通渋滞や交通事故の増加を引き起こすのみならず、大気汚染や騒音などの公害や地球温暖化の原因ともなる。また、駅から徒歩で移動できるコンパクトな市街地を形成しうる鉄道やバス交通に対し、自動車への依存度が高い都市は、平面的に分散したスプロール型に発展する可能性が高い。さらに、巨額の資金を投入する道路整備は、急を要する都市インフラストラクチャー整備のための財源を奪うであろうし、道路・駐車場用地を確保するため大量の土地が必要となる。

交通が都市の発展を促進することは普遍的現象である。しかし、クルマ社会のもたらす弊害は日本をはじめ先進国の経験から明らかであり、よって、自動車の増加が引き起こし得る問題を未然に食い止めるためにも、過度に自動車に依存しない社会の構築を今の段階から目標に掲げ、公共交通システムの整備を重点的に進めることが求められよう。5事例都市発展戦略でもこの点は強く認識されており、バス交通サービスの向上や都市近郊鉄道整備の推進等を提案している都江堰市や徳陽市の戦略は参考になる。

(6) 持てる人材の活用

5事例都市発展戦略の中では十分に叙述することができなかった要点は人材の活用である。戦略の中での記述はさほど多くはないが、戦略の適用と実践に際して成否の鍵を握るのは人材である。しかし、ここで求める人材は必ずしも「スーパー・スター」に限るわけではない。西部地域中等都市に今住む人に都市発展戦略の策定と遂行の役目を負わせるのである。「今いる人材の活用」こそが鍵である。そのためには、戦略策定の作業段階から住民参加・民間参加を進め、都市住民や企業の声や願い、要望や展望を大いに取り込むべきである。また、戦略に定められた事業などを実践に移す際も、同様に住民組織や企業、同業組織を動員し、市政府と協働して事に当る体制を取るべきである。農村部でも同じことが言える。このような体制を取り、協働を進めていく中から必ず優れた指導者が住民の中に現れてくる。そのような基層レベルの指導者をどれだけ多く出現させることができるかが、その都市の将来を規定するといっても過言ではない。今ここにいる人材を活かせ。各事例都市の戦略は必ずしも明示的にこの点まで踏み込んで記述してはいないが、これもまた都市発展戦略の要点である。

(7) 農村と連携した発展

中等都市が発展戦略策定の際にゆるがせにはならない点は、周辺農村とともに発展することである。西部地域にある中等都市の役目の一つが農村との共同発展であることは繰り返して述べた。中等都市は広大な農村部を抱えていることが普通で、この農村部の発展の遅れこそが中国の

東西地域格差問題を象徴している。中等都市は単に中央の市区の発展を考えればいいのではなく、その発展をいかに周辺農村部へ波及できるかも同時に考えなくてはならないのである。「共同富裕」は一つ一つの中等都市にとっても目指すべき課題である。

しかし、これはそう容易なことではない。中国の東西地域格差の構造はそのまま個々の市域の中でも市区対農村の形で再現されていると見てよく、格差是正の困難さは市域の中においても同様だからである。

この難問に正面から答えようと試みたのは 5 事例都市の中でも玉溪市の戦略である。そこでは市域を三つのゾーンに分け、最も遅れた西部のゾーンに市の副センターを置くことで、市域全体のバランスの取れた発展を促すことを提案している。経済面では市区を中心とする先進ゾーンから発展効果を輻射させることを戦略の柱の一つとした。市域の中に存在する地域格差構造に目を向け、その是正を意識的に追求する、農村と連携した発展戦略があまねく求められよう。

資料編

中華人民共和國
西部地域中核モデル都市發展計畫調查

實施細則

日本国国際協力事業団

中華人民共和國国家發展計畫委員會

切

切

この実施細則は、下記の機関により合意されるものである。

日本国国際協力事業団

中華人民共和国国家発展計画委員会

この実施細則は、下記の者の署名により確認されるものとする。

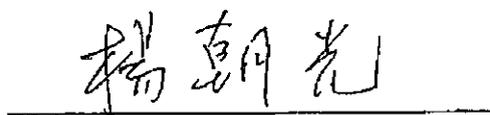
2002年12月13日

日本国国際協力事業団
事前調査団長
岡崎 有二



岡崎 有二

中華人民共和国国家発展計画委員会
地区経済発展司 副司長
楊 朝光



楊 朝光

日本国政府は、中華人民共和国政府の提案に基づき、中国西部地域中核モデル都市発展計画調査の実施を決定し、2002年12月13日、西部地域中核モデル都市発展計画調査の実施に関する口上書を中華人民共和国政府と交換した。

日本国政府による技術協力の実施機関である国際協力事業団は、日本国において施行されている法律及び規則に従い本調査を実施する。

中華人民共和国国家発展計画委員会は、中華人民共和国政府の本調査に関する担当機関として、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い中華人民共和国関係機関の調整を行うとともに、国際協力事業団が派遣する調査団と協力して本調査の円滑な実施をはかる。

2002年12月13日、日本国政府が中華人民共和国政府に発した口上書5.及び中華人民共和国政府の口上書による回答に基づき、日本国国際協力事業団と中華人民共和国国家発展計画委員会は、協力の内容、範囲及び調査日程並びに協力を進めるにあたって両国政府がとるべき措置等の詳細について、本実施細則を定めた。

1. 調査の目的

本調査は中国西部地域における中核都市の発展戦略を検討することを通じ、中国における地域格差の是正と内陸部の健全な都市化の実現に貢献することを目的とするものである。

2. 協力の内容及び範囲

- (1) 中国における中長期的な経済成長・開発需要の予測に基づき、西部地域の社会・経済面の動的变化を分析し、中長期的かつ均衡のとれた発展の可能性・方向性にかかる考察を踏まえて、必要とされる都市化戦略、関連政策・制度等を提言する。
- (2) 湖南省、雲南省、四川省に含まれる5つの都市をモデルとして既存の都市化戦略、地域的な開発計画をレビューし、地域社会・経済の現状と課題の分析を行い、中核都市発展戦略を策定する。
- (3) 日本側は、本調査の期間中、調査に参画する中国側専門家に対し調査業務を通じて技術移転を行う。

3. 調査対象地域

モデル都市は湖南省懷化市、雲南省玉溪市、雲南省大理市、四川省都江堰市、四川省徳陽市の5都市とする。また、地域的な都市化戦略の策定にあたってはモデル都市の属する湖南省、雲南省、四川省全域を考察の対象とする。

4. 調査の内容

調査は第1フェーズ、第2フェーズに分けて実施される。

(1) 第1フェーズ

- 1) 区域経済（中国全土）、省経済発展、モデル都市経済の現状分析
 - ア) 経済発展の状況および地域内外交流・省都・他都市との関係、沿海部・内陸部、農村・都市等の地域間格差の実態
 - イ) 都市・地域の開発および振興に係る現行の法律・政策
 - ウ) 既存の開発計画・発展戦略およびその階層構造
- 2) 中国全土、西部地域における地域経済及び社会発展予測に基づくフレームワ

- 一々の策定および経済・社会面の動的变化の検討
3) モデル5都市に対する発展戦略の策定

(2) 第2フェーズ

- 1) 中国全土、特に西部地域を対象とした都市発展戦略の分析・評価
- 2) 包括的な都市化戦略・基本方針の検討（都市社会のあり方を含む）
- 3) 地域的な都市化戦略・基本方針の検討
- 4) 都市化関連政策への提言
 - ア) 持続的かつ広域的な経済地域の形成に向けた政策・施策のあり方
 - イ) 経済面・社会面・環境面への影響評価
 - ウ) 中央・地方間行財政のあり方
- 5) 人材育成計画の作成、普及・啓蒙活動の実施

5. 調査期間及び工程

調査期間及び工程は別表1のとおり概ね24カ月間とする。

6. 報告書

国際協力事業団は、下記の報告書（中文）を作成し、中華人民共和国国家発展計画委員会に提出する。

- (1) 着手報告書（5市政府、3省政府、国家発展計画委員会を対象に計30部）
調査実施計画と実施工程を内容とするもので現地調査の開始時点に提出する。
- (2) 進捗報告書（1）（30部）
現状分析の過程と分析結果を内容とするもので調査開始後5カ月以内に提出する。
- (3) 進捗報告書（2）（30部）
第一年次調査の調査結果を内容とするもので調査開始後10カ月以内に提出する。
- (4) 中間報告書（30部）
フェーズ1調査の調査成果およびフェーズ2調査の中間成果をとりまとめたもので調査開始後18カ月以内に提出する。
- (5) 最終報告書（案）（30部）
調査開始後22カ月以内に提出する。国家発展計画委員会は本報告書（案）を受理後、1カ月以内に本報告書（案）に対する意見を国際協力事業団に提出する。
- (6) 最終報告書（100部）
最終報告書（案）に対する意見を受けた後、提出する。

7. 中国側がとるべき措置

現地調査を円滑に実施するために、中国側は中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い以下の措置をとる。

- (1) 中国側専門家、事務職員及び作業員などの提供及びそれに係る全ての経費負担
- (2) 現地調査に必要な作業所及び机、椅子など備品の無償提供及び宿舎の斡旋（但し、調査サイトにおいて通常の方法で借上げが困難な場合は宿舎の無償提供）
- (3) 現地調査のために必要な通訳の無償提供
- (4) 現地調査のために必要な航空機、鉄道、車輦及び船艇などの手配（但し、通常の方法で借上げが困難な車輦及び船艇等については運転手等を含め無償提供）
- (5) 現地調査のために必要な中国国内間電話設備の提供及びそれに係る経費負担
- (6) 現地調査に必要な諸許可の手続きの実施

- (7) 調査のために必要な資料及び情報の提供
- (8) 調査のために必要な資料の中国から日本への移送許可
- (9) 現地調査期間中、調査団員に病気、怪我が発生した場合の病院の手配
- (10) 現地調査期間中の調査団員の安全の確保
- (11) 日本から持ち込む資機材の中国国内輸送費の負担
- (12) 日本から持ち込む資機材の輸入及び再輸出に必要な手続き
- (13) その他軽微な資機材等一部経費の負担

8. 日本側がとるべき措置

日本側は、調査に当たって以下の措置をとる。

- (1) 日本側調査団員の技術費、渡航費、現地調査期間中の食費、旅費及び医療費等の経費負担（上記7. (2)、(4) を中国側が負担する場合を除く）
- (2) 現地調査の実施にあたって日本側調査団が分担する業務の実施およびそれにかかる経費負担
- (3) 日本から持ち込む資機材の日本から中国の港までの往復輸送費の負担
- (4) 上記6. の報告書の作成

9. 本実施細則に定めていない事項については、本調査期間中両者協議して定めるものとする。

調査工程

第一年次

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	03. 4	03. 5	03. 6	03. 7	03. 8	03. 9	03. 10	03. 11	03. 12	04. 1	04. 2	04. 3
国内												
現地												
報告書		△ IC/R			△ PG/R 1					△ PG/R 2		

第二年次

	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	04. 4	04. 5	04. 6	04. 7	04. 8	04. 9	04. 10	04. 11	04. 12	05. 1	05. 2	05. 3
国内												
現地												
報告書						△ IT/R				△ DF/R		△ F/R

物

中華人民共和國
西部地域中核モデル都市發展計画調査

協議議事録

日本国国際協力事業団

中華人民共和國国家發展計画委員会

初



中華人民共和国国家發展計画委員会の招請に応じて、日本国国際協力事業団は、岡崎有二氏を団長とする「西部地域中核モデル都市發展計画調査」に係る事前調査団を、2002年12月9日から12月18日までの間、中華人民共和国に派遣した。調査団は、同調査の実施細則について、中華人民共和国国家發展計画委員会と友好的かつ真摯な一連の協議を行うとともに、調査対象地域の視察を実施した。

日中双方は「西部地域中核モデル都市發展計画調査」に係る実施細則について合意に達し、実施細則の協議において本調査を効率的に実施するための意見交換を行い、以下の事項を確認した。

1. 調査名

日中双方は調査名を「西部地域中核モデル都市發展戦略策定調査」とすること、中文名を「西部地区中等城市發展戦略研究調査」とすることに合意し、日中双方は名称変更に伴う必要な手続きを行うことに合意した。

2. 調査対象範囲

以下の五都市をモデル都市として調査を行う

- (1) 湖南省懷化市
- (2) 雲南省玉溪市
- (3) 雲南省大理市
- (4) 四川省都江堰市
- (5) 四川省德陽市

3. 目標年次

調査の目標年次は2010年とする。社会・経済フレームワークの策定にあたっては、より長期の予測を考慮する。

4. 調査実施体制

- (1) 中国側実施機関は国家發展計画委員会地区經濟發展司とする。中国側においては国家發展計画委員会地区經濟研究所が執行面を担当し、関係省・モデル都市および関連機関に対する調査にかかる便宜供与のとりまとめ、連絡業務等を行う。
- (2) 上記実施機関は対象地域にて調査活動を円滑に行うため、関係する省・モデル都市における実施体制の整備を行う。
- (3) 調査の実施にあたっては、地区經濟研究所を含む国家發展計画委員会および本格調査団で構成されるワーキンググループを設置する。ローカルコンサルタントとの業務については本格調査団が再委託契約を行う。
- (4) 都市化戦略、政策・制度等の方向性にかかる協議（レポート協議を含む）の実施にあたって日中双方は学識者、民間の有識者を含む政策協議を行う専門家グループを組織する。中国側は具体的な構成メンバーについて本格調査開始までにこれを決定し、日本側に通報することとする。

なお、政策協議結果の政策策定プロセスへの反映については国家発展計画委員会の判断によるものとする。

5. 調査工程

- (1) 調査はフェーズ1とフェーズ2の2段階に分けて行う。フェーズ1では各々タイプの異なる5つのモデル都市を対象に、地域社会・経済の現状と課題の分析、中長期的な経済成長・開発需要の予測に基づく社会・経済面の動的变化についての分析を行い、都市化戦略を提言する。
- (2) フェーズ2では上記分析を踏まえ、中長期的かつ均衡のとれた発展の可能性・方向性にかかる考察、必要とされる都市化戦略、関連政策・制度等の提言を行う。
- (3) 第一年次調査の終了時に日本側と中国側が協議を行い、第二年次の調査内容・手順、実施体制を確認する。

6. 技術移転

- (1) 日本側は、調査に参画する中国側専門家に対して技術移転を行う。
- (2) 日中双方は、JICAが実施中または実施予定の「西部地区人材育成研修」(2コース)と綿密な連携を取りつつ調査を実施し、研修と調査の成果を相互に反映することで、中国側人材の能力向上を効率的に行うことが重要であることを確認した。
- (3) 本調査実施中、調査に関連したテーマに沿ったセミナーを日中双方で開催し、調査成果の普及・啓蒙を行う。また、調査終了後約6ヶ月後までに、中国側が編集・作成する研究著作に基づき、調査成果を広く一般に普及・啓蒙するセミナーを開催する。

7. 資料提供

本格調査に必要な資料は中国側が無償で提供する。

8. 報告書

- (1) 日中双方は、調査報告書の使用言語はすべて中文および日文とする。最終報告書の要約については英文も作成する。
- (2) 報告書は公開を原則とする。中国側は調査終了後に一般向け書籍の刊行等を活用し、広く他の関係者にも裨益することとする。中国側が書籍を刊行するにあたって日本側は著作権の譲渡等、必要な内部措置を採る。

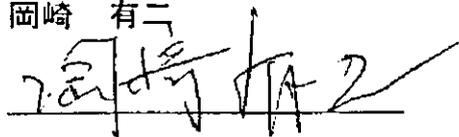
9. 現地調査の経費負担

現地調査の経費負担は実施細則中「7. 中国側がとるべき措置」、「8. 日本側がとるべき措置」に定める負担区分を原則とする。

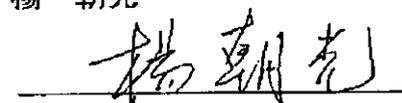
この協議議事録は、下記の二者の署名により確認されるものとする。

2002年12月13日

日本国国際協力事業団
事前調査団長
岡崎 有二

Handwritten signature of Ryuzo Okazaki in black ink, written over a horizontal line.

中華人民共和国国家発展計画委員会
地区経済発展司 副司長
楊 朝光

Handwritten signature of Chao Guang Yang in black ink, written over a horizontal line.

日本側名簿

調査団員

岡崎 有二	調査団長	JICA社会開発調査部長
今野 修平	地域総合計画	大阪産業大学教授
周 牧之	都市発展計画	東京経済大学助教授
菊池 孝久	経済協力政策	外務省経済協力局開発協力課課長補佐
池崎 元彦	経済活動／産業イノベーション	株式会社日本開発サービス
岩瀬 信久	社会制度／行政組織	有限会社アイエムジー
甲口 信明	調査企画	JICA社会開発調査部第一課職員

JICA 中国事務所

櫻田 幸久	所長
藤谷 浩至	次長
木村 友美	所長助理
阮 薇	所員

中国側名簿

楊 朝光	国家発展計画委員会	地区経済発展司 副司長
杜 平	同	国土開発・地区経済研究所 所長
鄒 勇	同	地区経済発展司 処長
史 育龍	同	国土開発・地区経済研究所 主任
申 兵	同	国土開発・地区経済研究所 副主任

中華人民共和國
西部地域中等都市發展戰略策定調查

協議議事錄

日本国国際協力事業団
中華人民共和國国家發展改革委員會

この協議議事録は、下記の機関により合意されるものである。

日本国国際協力事業団
中華人民共和国国家発展改革委員会

この協議議事録は、下記の者の署名により確認されるものとする。

2003年9月2日

中華人民共和国全国人民代表大会
常務委員会委員、資源環境委員会副主任委員
馮之凌

馮之凌

国家発展改革委員会国土開発与地区經濟研究所所長
杜平

杜平

日本国国際協力事業団
作業監理委員長
星野進保

星野進保

調査団団長
豊間根則道

豊間根則道

2004年12月13日に署名・締結されたS/W及びM/Mに基づいて実施体制を確認し、中華人民共和国国家発展改革委員会の招請に応じて、日本国際協力事業団は、星野進保氏を作業監理委員長および豊間根則道氏を調査団長とする「西部地域中等都市発展戦略策定調査」に係る調査団を組織し、2003年8月31日から9月3日までの間、中華人民共和国に派遣した。中国側は、国土発展改革委員会は馮之凌氏を委員長および杜平氏を中国側ワーキンググループ長とする専門家グループを組織し、日本側と協議を実施した。調査団は、同調査の着手報告書について、中華人民共和国国家発展改革委員会と友好的かつ真摯な一連の協議を行うとともに、調査対象地域の視察を実施した。

日中双方は「西部地域中等都市発展戦略策定調査」に係る着手報告書について合意に達し、着手報告書の協議において本調査を効率的に実施するための意見交換を行い、以下の事項を確認した。

1. 中華人民共和国国家発展改革委員会は、着手報告書30部を受領した。中国側は同報告書で使用される文言について、中国の国情に基づき調整することを求め、日本側はその修正に同意した。
2. 日中双方は、本件調査が中国西部地域の中等都市の発展のために、5都市を事例とし、発展戦略に係る制度および政策策定について提言するものであることを確認した。
3. 中国側は西部地域の都市発展戦略の策定にあたり、西部地域中等都市の特徴に即した分析をすることを求め、日本側はこれに同意した。
4. 日中双方は、本件調査のスケジュールを双方の事情を勘案し、協議の上で決めることで合意した。
5. 日中双方は、本件調査を日中の共同作業により実施し、中国側が活用できる成果を出すことで合意した。その中で、いくつかのマクロ的見地による政策研究項目においては、中国側が主導し、日本側は中国側が必要とする情報・日本の知見および経験を提供する形式とすることが、中国側から提案され、日本側はこれに合意した。

中国側出席者

氏名	所屬
馮 之浚	全人代資源環境委員会副主任委員、常委
陸 大道	中国地理学会理事長
張 敦富	人民大学地域經濟研究所 教授
林 家彬	國務院發展研究センター社会開發部副主任、研究員
楊 朝光	国家發展改革委員会規格管理部部長
楊 偉民	国家發展改革委員会地域經濟部 副部長
杜 平	国土開發及び地域經濟研究所所長
肖 金成	同上 副所長
史 育龍	同上 都市發展研究室主任
申 兵	同上 同上 副主任
鄒 勇	同上

日本側出席者
作業監理委員会

氏名	所屬
星野 進保	向社会性研究所代表
花岡 利幸	山梨大学大学院教授
矢作 弘	大阪市立大学大学院教授
阿部 和彦	(財)日本開發構想研究所
周 牧之	東京經濟大学助教授
菅野 博貢	明治大学専任講師

JICA 本部

黒柳 俊之	JICA 社会開發調査部計画課長
伊藤 季代子	JICA 社会開發調査部第 1 課職員

調査団

氏名	担当
豊間根 則道	総括/都市発展戦略
白石 正明	副総括/経済政策
石井 幸造	社会制度
張 浩群	都市計画
杉田 正明	持続可能社会

JICA 中国事務所

氏名	
藤谷 浩至	次長
中村 覚	所員
木村 友美	所員

中華人民共和國
西部地域中等都市發展戰略策定調查

協議議事錄

日本國國際協力機構
中華人民共和國國家發展改革委員會

この協議議事録は、下記の機関により合意されるものである。

日本国国際協力機構
中華人民共和国国家發展改革委員会

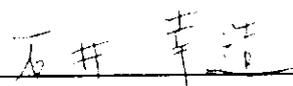
この協議議事録は、下記の者の署名により確認されるものとする。

2003年12月22日

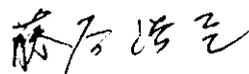
中華人民共和国国家發展改革委員会
地区經濟發展司 副司長
楊 朝光



日本国国際協力機構
調査団団長代理
石井 幸造



JICA 中国事務所次長
藤谷 浩至



日本側は、「西部地域中等都市発展戦略策定調査」に係る着手報告書の内容に対し中国側より出されたコメントを受け、内容の修正を行うと同時に、対象 5 都市の現状調査を行った。日中双方は、下記 1 の通り意見交換を行い、修正された着手報告書の内容につき合意に達した。また、本件調査の効率的実施、並びにその成果の中国側での有効活用の実現に向けた意見交換を行い、以下の事項を確認した。

1. 中国側より、西部地域の都市発展戦略の策定にあたり、着手報告書にて提案された日本側が行う調査項目に追加して、

- (1) 中国国内の他の地域（東部、中部、あるいは東北部）との比較において、西部地域の課題をより明確化すること、
- (2) 現在、中国全体として大きな課題となっている失業問題、就職問題を取り上げること
- (3) 都市インフラ整備に関して、ハードの視点のみならず民間資金を含めた投資資金の確保に向けての制度的検討を加えること、
- (4) 西部開発における生態環境改善について、都市環境、水土保持、砂漠化、草地建設、生態農業振興等の課題毎に検討を加えること、
- (5) 都市化、農村からの人口移動、生態環境保全といった課題に応えるための土地使用制度のあり方について検討すること、
- (6) 財政制度の検討に際しては、西部地区の特性や特徴的な問題を抽出すると同時に、中央政府と地方政府の間の配分関係、地方政府の責任範囲と収入のバランス等の関係についても分析を加えること
- (7) 都市化に対応していく上で、行政区画としての「市」の設定に関し、パターン化の検討を加えること

について、本調査の中で取り上げて欲しい旨、強い要望が出された。これに関し日本側は、中国側の要望は理解できるものの、現在の投入規模では対応が困難であることから、以上の内容を追加することにつき、国際協力機構本部の承認が得られることを条件に、中国側の要望に同意した。

2. 中国側は、技術移転セミナー1 の開催日につき、セミナーの内容を広く関係者に知らしめるため、本調査関係者や中国側専門家の多くが多忙である全国人民大会開催時期（例年であれば 3 月上旬）を避け、2004 年 3 月中旬以降に開催するよう求め、日本側は日程の調整につき検討する旨回答した。

中華人民共和國
西部地域中等都市發展戰略策定調查

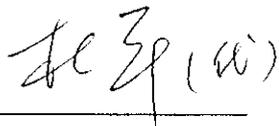
協議議事録

中華人民共和國國家發展和改革委員會
日本國獨立行政法人國際協力機構

この協議議事録は、下記の者の署名により確認されるものとする。

2004年3月5日

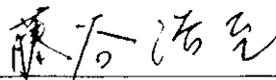
中華人民共和國國家發展和改革委員會
地區經濟發展司 副司長
楊 朝光



日本國獨立行政法人國際協力機構
調査団團長
豊間根則道



日本國獨立行政法人國際協力機構
中國事務所次長
藤谷 浩至



「中国西部地域中等都市発展戦略策定調査」（以下、本件調査と呼ぶ）は、2002年12月13日に署名・締結されたS/W（実施細則）及びM/M（協議議事録）に基づき、日本国独立行政法人国際協力機構と中華人民共和国国家発展と改革委員会とが共同して実施するものである。国際協力機構は星野進保氏を委員長とする専門家グループと豊間根則道氏を団長とする「中国西部地域中等都市発展戦略策定調査」調査団（以下、調査団と呼ぶ）を組織し、それぞれを2003年8月31日から中華人民共和国に派遣して本件調査を開始した。国家発展と改革委員会は、馮之浚氏を委員長とする専門家グループと杜平氏を長とするワーキンググループを組織し、日本側と共同して本件調査を進めた。

国際協力機構の調査団は第1年次の調査の成果として「進捗報告書1」を作成し、2004年3月1日に国家発展と改革委員会に提出した。それを受けて国家発展と改革委員会は2004年3月3日に同報告書を協議する会を開催し、その内容と今後の調査の進め方について調査団と意見を交わした（参加者名簿は別に添付する通り）。この協議を通じ、日中双方は本件調査に係る「進捗報告書1」及び今後の進め方について以下の事項を確認した。

1. 中華人民共和国国家発展と改革委員会は、実施細則に定める通り、「進捗報告書1」30部を受領した。
2. 中国側参加者は、「進捗報告書1」が過去半年間の作業の成果として充実した内容となっていることを認め、調査団の地道な努力に敬意を表した。また、同報告書の基本的な観点や主張が日本側と中国側で一致していること、及び分析が中国西南部の中等都市の主要な問題点を比較的確に把握していることを指摘し、調査団がその方向で更なる深化を目指すよう求めた。
3. 中国側参加者の一人は、本件調査の提示する都市発展戦略は西南部の中等都市を事例としながらも西北部を含む西部全体の中等都市に適用されるのであるから、西南部の中等都市にしか妥当しない表現は避けるべきだと指摘した。調査団はそれを了解した。
4. 中国側は、西部開発に応用するため、日本の1960年代の高度経済成長期にとられた人口配置戦略、地方の資金難を克服するための投融資制度、及び経済効果を周辺地域にも波及させる戦略について具体的な記述を含めるよう要請した。調査団はそれを了承した。
5. 中国側は、報告書が西部地域を東部地域、中部地域と比較する際、医療や教育の水準など社会発展面の格差に触れていないことを指摘した。長い時間がかかる所得格差の縮小

に代え、当面は社会サービス格差の縮小に務めるべきことを踏まえ、その実現のために早期に実施すべきことと長期的に実施すべきことを明らかにすべきであると述べた。調査団はその欠落を認め、修正を約束した。

6. 調査団が玉溪市では「たばこ産業依存度を減らす」戦略が不評であったと報告したのに対し、中国側は、たばこ産業が長期的には衰退産業であることを認めながら、短期的には大型たばこ企業にさらに発展の可能性があることを指摘した。日本側からも、5-10年程度のスパンでは雲南省のたばこにはまだ比較優位性があり、それを発展に活かすことは考えられてよいと指摘がなされた。調査団はそれらの指摘を了承し、たばこ産業に関する戦略を再考することを約束した。
7. たばこ産業に関連し、中国側はたばこ産業と製薬産業については世界的な動きも踏まえた「特別研究」をすることを調査団に示唆した。調査団はその示唆の妥当性を認め、可能性を探ると述べた。
8. 5事例都市の発展戦略に関し、中国側は、調査団の考える戦略が個々の都市の考えと一致しない場合でも調査団としての考え方を詳しく説明すべきであり、そこにこそ本件調査の価値があると述べた。しかし、中国側は、調査団の報告書も現地の実情を踏まえる必要があり、日本側専門家の経験と中国側の実践をうまく組み合わせるよう努力して欲しいと述べた。
9. 中国側は、「雲南省では省外への人口移動が比較的少ない」、「30-40代より上の農民には地元指向が強い」という報告書の分析結果が重要であると指摘し、それらの点の分析をさらに深めるよう調査団に求めた。調査団はそれを了承した。
10. 社会経済フレームワークの中の予測値に関し、中国側はトレンド予測の方法が都市レベルの予測にはふさわしくないことを指摘した。調査団はそれに同意し、改善を約束した。
11. 日本側参加者の一人は、同報告書の中で使われている「副省都」という用語に関し、中国側に「行政機能上の副省都」との誤解を招く恐れがあるから別の語を用いるべきであると指摘した。調査団はそれを了承した。
12. 中国側は報告書の中にいくつかの概念の間違いや不適切な訳語があることを指摘し、中

国人専門家によって翻訳文をチェックすべきことを示唆した。調査団は次回の報告書の中で間違いを修正することを約束し、翻訳文のチェックにも同意した。

13. 調査団は、同報告書に対する中国側の更なるコメントを歓迎すると述べ、中国側もいくつかのコメントを追加して調査団に送付することを約束した。
14. 調査団は、第2年次の調査を2004年5月ないし6月から再開する予定であることを伝え、中国側はそれを了承した。調査団はまた、内容に関して議論する機会をできるだけ頻繁に持ちたい旨を伝え、中国側もそれに賛成した。日中双方、今後とも協力して本件調査を進め、有益な成果を出すべく努力することで合意した。

別添

参加者名簿

中国側

王青云	国家发展和改革委员会国土开发与地区经济研究所	副所长
張慶傑	国家发展和改革委员会国土开发与地区经济研究所	国土规划研究室主任
宋建軍	国家发展和改革委员会国土开发与地区经济研究所	资源与环境室主任
史育龍	国家发展和改革委员会国土开发与地区经济研究所	城镇发展研究室主任
申 兵	国家发展和改革委员会国土开发与地区经济研究所	城镇发展研究室副主任

日本側

藤谷浩至	独立行政法人国際協力機構中国事務所	次長
豊間根則道	調査団	団長
白石正明	調査団	副団長
張浩群	調査団	団員
吉村浩司	調査団	団員
大口修平	調査団	団員
韓 岩	調査団	通訳

中華人民共和国
西部地域中等都市発展戦略策定調査

協議議事録

中華人民共和国国家発展・改革委員会
日本国独立行政法人国際協力機構

この協議議事録は、下記の者の署名により確認されるものとする。

2004年7月21日

中華人民共和国国家発展・改革委員会
地区経済発展司 副司長
王 新懷

王新懷

日本国独立行政法人国際協力機構
調査団団長代理
石井 幸造

石井幸造

日本国独立行政法人国際協力機構
中国事務所長
櫻田 幸久

櫻田幸久

「中国西部地域中等都市発展戦略策定調査」（以下、本件調査と呼ぶ）は、2002年12月13日に署名・締結されたS/W（実施細則）及びM/M（協議議事録）に基づき、日本国独立行政法人国際協力機構と中華人民共和国国家発展・改革委員会とが共同して実施するものである。独立行政法人国際協力機構は星野進保氏を委員長とする専門家グループと豊間根則道氏を団長とする「中国西部地域中等都市発展戦略策定調査」調査団（以下、調査団と呼ぶ）を組織し、それぞれを2003年8月31日から中華人民共和国に派遣して本件調査を開始した。国家発展・改革委員会は、馮之浚氏を委員長とする専門家グループと国土開発与地区経済研究所長を長とするワーキンググループを組織し、日本側と共同して本件調査を進めた。

独立行政法人国際協力機構の調査団は第2年次5月～7月期の調査の成果として「進捗報告書2」及び「5事例都市発展戦略報告書」を作成し、2004年7月16日に国家発展・改革委員会に提出した。それを受けて国家発展・改革委員会は2004年7月21日に同報告書を協議する会を、中国側専門家グループメンバーを招いて開催し、その内容と今後の調査の進め方について調査団と意見を交わした（参加者名簿は別に添付する通り）。この協議を通じ、日中双方は本件調査に係る「進捗報告書2」と「5事例都市発展戦略報告書」及び今後の進め方について以下の事項を確認した。

1. 中華人民共和国国家発展・改革委員会は、実施細則に定める通り、「進捗報告書2」及び「5事例都市発展戦略報告書」各30部を受領した。
2. 国家発展・改革委員会は、本件調査の内容にかかる確認等について、国家発展・改革委員会の対応に時間を要する場合に、国务院西部地区開発領導小組办公室綜合計画組組長の杜平氏に託すことがある旨表明し、日本側はこれを了解した。
3. 中国側参加者は、本件調査が中日専門家の協力と調査団の努力によって順調に進捗していることを評価し、「進捗報告書2」と「5事例都市発展戦略報告書」の内容が充実したことを高く評価した。
4. 中国側は、調査団が今回5事例都市それぞれについて「開発テーマ」と、比較される日本の「類例都市」を定めたことに賛同した。また、「開発テーマ」の代わりに「主題発展戦略」という表現にし、それを軸にして各都市の戦略を選択的に作るべきことを示唆した。調査団はその示唆に賛同しながらも、実際には各市政府の意向も反映せざるを得ない事情を説明した。
5. 中国側は、「進捗報告書2」第2部の扱っている内容が西部地域中等都市の範囲を超えていることから、その標題を「西部地域中等都市の発展戦略を概観する」から「西部都市概

観及び発展の基本指針」に変えることを示唆した。調査団はその趣旨を理解し、改めることを約束した。

6. 中国側は、「進捗報告書 2」第 2 部第 2 章の中の「ビジョン」に使われている「成長する都市」「進化する都市」という表現が中国語にないことを指摘し、代わりに「量的な発展から質の向上へ」の方が分かり易いと述べた。調査団はこの示唆を了解した。
7. 中国側は、「進捗報告書 2」第 2 部第 2 章の中の「長期発展シナリオ」に使われている「小康社会」「大量消費社会」「価値創造社会」の用語を具体的に定義すべきであると述べた。また、その具体的な定義が難しいのであれば、この「長期発展シナリオ」を独立した項目とせず、他の項目の中で言及するのがよいと示唆した。調査団は示唆に従うと述べた。
8. 中国側は、「進捗報告書 2」第 2 部第 2 章の中の「基本指針」の一項にある「副省都級地方都市」という表現は国内で様々な誤解を招くとして賛同せず、代わりに「地域中心都市」などの表現を使うよう示唆した。調査団は趣旨を理解し、表現を改めることを約束した。
9. 中国側は、「進捗報告書 2」第 1 部第 4 章の中の「社会経済フレームワーク」で、都市人口成長率の将来目標値を決める基礎として 2000—2001 年の 1 年間のみの実績値を使っていることは適切ではないと指摘した。調査団はそれに同意し、改善を約束した。
10. 中国側は、大理市の発展戦略の中で、その類例都市に挙げられた沖縄県と大理がともにかつて独立した王国であったことに触れているが、現在の国の概念とは大きく異なるため、この記載は適切ではないと指摘した。調査団は指摘を了解した。
11. 国家発展・改革委員会は、5 事例都市の一つである懷化市が提出した、湖南省西部を含む省際地域の長中期発展ビジョンに関する追加調査の提案を基本的に支持することを表明し、JICA の協力を求めたいと述べた。それを受けて JICA は、協力の是非を検討すると述べた。中日双方は、JICA の承認を得られた場合、この提案内容について具体的検討を行うことで了解した。
12. 調査団は、次回のワークショップは今年 11 月に開催する予定であることを伝え、中国側はそれを了承した。JICA は多くの中日専門家が参加できるように JICA 備え付けのテレビ会議システムを利用してワークショップなどを開くことを提案した。

最後に中日双方、今後とも協力して本件調査を進め、有益な成果を出すべく努力することで合意した。

別添 参加者名簿

中国側

杜 平	国务院西部地区開發領導小組办公室綜合計画組 組長
楊朝光	国家發展・改革委員会国土開發与地区經濟研究所 所長
林家彬	国务院發展研究中心社会發展研究部 副部長
王青雲	国家發展・改革委員会国土開發与地区經濟研究所 副所長
宋建軍	国家發展・改革委員会国土開發与地区經濟研究所 資源与環境室主任
楊小兵	国家發展・改革委員会国土開發与地区經濟研究所 国土計画室研究員
申 兵	国家發展・改革委員会国土開發与地区經濟研究所 城鎮發展研究室副主任

日本側

櫻田幸久	独立行政法人国際協力機構中国事務所 所長
木村友美	独立行政法人国際協力機構中国事務所 プログラムマネージャー
劉 然	独立行政法人国際協力機構中国事務所 所員
豊間根則道	調査団 団長
石井幸造	調査団 団員
馮 雁	調査団 通訳
顔 慧	調査団 通訳

中華人民共和國
西部地域中等都市發展戰略策定調查

協議議事録

中華人民共和國國家發展・改革委員會
日本國獨立行政法人國際協力機構

この協議議事録は、下記の者の署名により確認されるものとする。

2004年11月22日

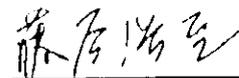
中華人民共和國國務院
西部地区開發領導小組辦公室綜合計划組 組長
杜 平



日本國獨立行政法人國際協力機構
調查團團長
豐間根 則道



日本國獨立行政法人國際協力機構
中國事務所次長
藤谷 浩至



「中国西部地域中等都市発展戦略策定調査」（以下、本件調査と呼ぶ）は、2002年12月13日に署名・締結されたS/W（実施細則）及びM/M（協議議事録）に基づき、日本国独立行政法人国際協力機構と中華人民共和国国家発展・改革委員会とが共同して実施するものである。独立行政法人国際協力機構は星野進保氏を委員長とする専門家グループと豊間根則道氏を団長とする「中国西部地域中等都市発展戦略策定調査」調査団（以下、調査団と呼ぶ）を組織し、それぞれを2003年8月31日から中華人民共和国に派遣して本件調査を開始した。国家発展・改革委員会は、馮之浚氏を委員長とする専門家グループと国土開発与地区経済研究所長を長とするワーキンググループを組織し、日本側と共同して本件調査を進めた。

独立行政法人国際協力機構の調査団は第2年次8月～11月期の調査の成果として「中間報告書」を作成し、2004年11月16日に国家発展・改革委員会に提出した。それを受けて国家発展・改革委員会は2004年11月22日に同報告書を協議する会を、中国側専門家グループメンバーを招いて開催し、その内容と今後の調査の進め方について調査団と意見を交わした（参加者名簿は別に添付する通り）。この協議を通じ、日中双方は本件調査に係る「中間報告書」及び今後の進め方について以下の事項を確認した。

1. 中華人民共和国国家発展・改革委員会は、実施細則に定める通り、「中間報告書」30部を受領した。
2. 中国側参加者は、本件調査が中日専門家の協力と調査団の努力によって順調に進捗していることを評価し、「中間報告書」が「進捗報告書2」の内容をさらに前進・深化させたことを高く評価した。特に「中間報告書」の中に今回まとめられた5事例都市発展戦略が各都市の特性に応じたものになっていること、また、同戦略に基づく政策提言については、新しい見方でありながら中国政府の諸方針と合致していることから、中国政府にとって非常に参考になるものであると賛意を示し、それをさらに充実するよう調査団に求めた。
3. 中国側は、「中間報告書」の目次構成のバランスと流れが悪いことを指摘した。調査団はそれが「中間報告書」の作成方針、すなわち「進捗報告書2」を基礎に大幅修正・追補を施した部分だけを抜き出して作成した結果であることを説明し、中国側はそれを了承した。
4. 中国側は、中国専門家グループに対する報告のため、あるいは西部地域で開催するセミナーの一般参加者のため、要約とは別に本件調査の要点だけをまとめた概要版の報告書を別に作成することを示唆した。調査団はこの趣旨に同意した。
5. 中国側は、財政移転に関する論述の中に現状の問題点として「中央・地方政府の行政責任

と財源のミスマッチ」を加えるべきであると指摘した。また、提案された財政移転システムは日本のモデルと基本的に同じであるから、日本の財政移転システムの経験を総括して論じて欲しいと述べた。さらに、財政移転も「都市」へではなく、「農村・農民」へ届く仕組みが必要であると指摘した。調査団はそれぞれの指摘を了解した。

6. 中国側は、「都市経営」という考え方が中国の学界などでは否定的に捉えられていることを指摘した。調査団はその指摘に従い、誤解が生じないように論述を補うと述べた。
7. 中国側は、「積極財政」を前提にした戦略は不適切であると指摘した。調査団は指摘に従い該当箇所を改めることを約束した。
8. 中国側は、「都市政策に関する二つの見方」の論述は公式には不適切であると述べた。調査団は指摘に従い記述を改めることを約束した。
9. 中国側は、「必要な行財政制度改革」の一つとして挙げられた「市長・県長の民選化」について、中国の実状を踏まえた表現に変えるよう調査団に求めた。調査団は中国側の示唆に従い、「下（住民）に対しても責任を持つ地方政府とする」などの表現に改めると約束した。
10. 中国側は、本件調査が実施されたここ1年の間にも中国の政策・制度に種々の変化があったことを指摘し、できる限り最新の政策・制度を反映し、それに合致した記述に修正するように求めた。調査団はそれを了解した。
11. 中国側は、報告書の中の専門用語の翻訳になお問題があることを指摘し、しかるべき専門家の校正を経るべきことを示唆した。調査団はその示唆を了承し、改善を約束した。
12. 中国側は、「中間報告書」の中に提示された5事例都市発展戦略に基づく政策提言が、中等都市政府向けの提言として極めて適切であり本件調査の趣旨を十分に満たすものであると述べ、今後予定されているセミナーの場で参加者に向けて強調して欲しいと要望した。調査団はそれを了承した。
13. 中国側と調査団は、次回のセミナーを2005年1月26日に成都で開催すること、また、2月に東京で開く予定の日本国内セミナーの開催日についてはさらに調整をすることで合意した。
14. 2005年5月に提出される予定の最終報告書に基づき、中国国内一般向け書籍を刊行する

ことを中国側は確認した。ただ、その際には著作権の移譲を明確にするため協定書を締結したいと述べ、調査団は了解した。

15. 最後に中日双方は今後とも協力して本件調査を進め、有益な成果を出すべく努力することで合意した。

別添 参加者名簿

中国側

杜 平	国务院西部地区開發領導小組办公室綜合計画組 組長
楊朝光	国家發展・改革委員会国土開發与地区經濟研究所 所長
林家彬	国务院發展研究中心社会發展研究部 副部長
張慶傑	国家發展・改革委員会国土開發与地区經濟研究所 国土規画研究室主任
宋建軍	国家發展・改革委員会国土開發与地区經濟研究所 資源与環境室主任
史育龍	国家發展・改革委員会国土開發与地区經濟研究所 城鎮發展研究室主任
申 兵	国家發展・改革委員会国土開發与地区經濟研究所 城鎮發展研究室副主任

日本側

藤谷浩至	独立行政法人国際協力機構中国事務所 次長
中村 覚	独立行政法人国際協力機構中国事務所 プログラムマネージャー
王 昕	独立行政法人国際協力機構中国事務所 所員
豊間根則道	調査団 団長
白石正明	調査団 副団長
石井幸造	調査団 団員
寺原讓治	調査団 団員
大口修平	調査団 団員
鮑 青	調査団 通訳
顔 慧	調査団 通訳

中華人民共和國
西部地域中等都市發展戰略策定調查

協議議事録

中華人民共和國國家發展・改革委員會
日本國獨立行政法人國際協力機構

この協議議事録は、下記の者の署名により確認されるものとする。

2005年1月24日

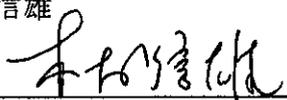
中華人民共和國國務院
西部地区開發領導小組辦公室綜合計划組 組長
杜 平



日本國獨立行政法人國際協力機構
調查團團長
豊間根 則道



日本國獨立行政法人國際協力機構
中國事務所所長
木村 信雄



「中国西部地域中等都市発展戦略策定調査」（以下、本件調査と呼ぶ）は、2002年12月13日に署名・締結されたS/W（実施細則）及びM/M（協議議事録）に基づき、日本国独立行政法人国際協力機構と中華人民共和国国家発展・改革委員会とが共同して実施するものである。独立行政法人国際協力機構は星野進保氏を委員長とする専門家グループと豊間根則道氏を団長とする「中国西部地域中等都市発展戦略策定調査」調査団（以下、調査団と呼ぶ）を組織し、それぞれを2003年8月31日から中華人民共和国に派遣して本件調査を開始した。国家発展・改革委員会は、馮之浚氏を委員長とする専門家グループと国土開発与地区経済研究所長を長とするワーキンググループを組織し、日本側と共同して本件調査を進めた。

独立行政法人国際協力機構の調査団は調査の成果として「最終報告書案」を作成し、2005年1月15日に国家発展・改革委員会に提出した。それを受けて国家発展・改革委員会は2005年1月24日に同報告書を発表・協議する会を、中国側専門家グループメンバー及び調査対象の三省・五事例都市の関係者を四川省成都市に招いて開催し、その内容について調査団と意見を交わした（主な参加者の名簿は別に添付する通り）。この協議を通じ、日中双方は本件調査に係る「最終報告書案」及び今後の進め方について以下の事項を確認した。

1. 中華人民共和国国家発展・改革委員会は、実施細則に定める通り、「最終報告書案」30部を受領した。
2. 中国側参加者は、本件調査が中日専門家の協力と調査団の努力によって順調に進捗し、中国政府に対する政策的な示唆を多く提示したことを評価し、調査の実施に携わった中日双方の関係者に感謝の意を表した。
3. 日本側は、本件調査が中国の地域開発・都市発展に関する一連のJICAの協力の一つと位置づけられるものであることを述べ、その最終報告書の提案が中国政府の政策に活かされることを希望した。また、調査の実施に協力を惜しまず、それを成功に導いた中国側関係者に感謝の意を表した。
4. 中国側は、「最終報告書案」に対するコメントを書面にまとめ、2005年2月28日までに調査団に通知することを了承した。
5. 中国側は、2月に東京で開く予定であった日本国内セミナーを順延することを了承し、開催日については再度調整することで合意した。
6. 2005年5月に提出される予定の最終報告書に基づき、中国国内一般向け書籍を刊行する

ことを中国側は確認した。ただ、その際には著作権の移譲を明確にするため協定書を締結したいと述べ、調査団は了解した。また、この件につき JICA に伝えることを約束した。

7. 中国側は、2005 年 9 月に予定している中国内における第 3 回目のセミナーについて、中国側専門家及び中国政府内の政策担当者を集めて北京で小規模のものを開催したいとの希望を調査団に伝えた。調査団はその希望を諒とし、JICA に伝えることを約束した。
8. 中国側は、調査団が調査用に使用した機材を引き続き中国側の業務遂行に活用したいとし、その譲渡を願い出た。調査団は JICA と所要の手続きを踏んだあと機材を中国側に引き渡すことに同意した。
9. 最後に中日双方は、本件調査で提示された「都市発展戦略」が中国政府関係者や一般市民に広く理解され、実行に移されていくようさらに努力することで合意した。

別添 参加者名簿

中国側

鄒 勇	国家發展・改革委員会地区經濟司 処長
楊朝光	国家發展・改革委員会国土開發与地区經濟研究所 所長
杜 平	國務院西部地區開發領導小組弁公室綜合計画組 組長
林家彬	國務院發展研究中心社会發展研究部 副部長
史育龍	国家發展・改革委員会国土開發与地区經濟研究所 城鎮發展研究室主任
申 兵	国家發展・改革委員会国土開發与地区經濟研究所 城鎮發展研究室副主任
王雨順	四川省發展・改革委員会 副主任
楊世佐	四川省西部開發弁公室 副主任
譚焜武	四川省發展・改革委員会地区經濟処 処長
王遠輝	四川省德陽市 副市長
姜 科	四川省都江堰市 副市長
楊繼康	雲南省發展・改革委員会規劃処 処長
劉 斌	雲南省大理市發展計画局 局長
李長偉	雲南省玉溪市發展計画委員会 処長
李日成	湖南省發展・改革委員会地区処 副処長
唐春涛	湖南省懷化市發展・改革委員会
杜受祐	四川省社会科学院 副院長
李天德	四川大学經濟学院 院長
漆先望	四川省經濟發展研究院 院長
聶元飛	雲南省政府研究室 研究員
羅波陽	湖南省社会科学院 研究員

日本側

木村信雄	独立行政法人国際協力機構中国事務所 所長
王	独立行政法人国際協力機構中国事務所 所員
豊間根則道	調査団 団長
白石正明	調査団 副団長
堀田紘之	調査団 団員

榊原洋司	調査団	団員
永井靖隆	調査団	団員
黒田康之	調査団	団員
石井幸造	調査団	団員
顔 慧	調査団	通訳
朱 暉	調査団	通訳

中国西部地域中等都市発展戦略策定調査 関係者一覧（敬称略、所属は関係当時）

中国	全人代資源環境委員会	副主任委員	馮之浚	
	中国地理学会	理事長	陸大道	
	人民大学地域経済研究所	教授	張敦富	
	国務院發展研究センター社会發展研究部	副部長	林家彬	
	国家發展改革委員会国土開發与地区經濟研究所	所長	楊朝光	
	国家發展改革委員会地域經濟部	副部長	楊偉民	
	国務院西部地区開發領導小組弁公室綜合計画組	組長	杜平	
	国家發展改革委員会国土開發与地区經濟研究所	副所長	肖金成	
		副所長	王青雲	
		主任	史育龍	
		主任	申兵	
		主任	張慶傑	
		主任	宋建軍	
		主任	欧陽慧	
		研究員	楊小兵	
		副研究員	袁朱	
		副研究員	李忠	
		四川省發展計画委員会地区經濟發展処	副処長	霍民
		雲南省發展和改革委員会政策法規処	処長	楊繼康
	湖南省發展計画委員会地区經濟發展処	副処長	李日成	
	都江堰市發展計画局	局長	張保川	
		副局長	郭仁富	
	德陽市發展計画委員会	局長	董曉剛	
			楊明川	
	大理市發展計画局	局長	劉斌	
		副局長	郭華	
	玉溪市發展計画委員会	副主任	李士進	
		国土処処長	李長偉	
	懷化市發展計画委員会	主任	黃東紅	
		副主任	賀建	
日本	外務省 經濟協力局開發協力課	課長補佐	菊池孝久	
	独立行政法人国際協力機構 社会開發部	部長	岡崎有二	
		課長	成瀬猛	
		課長	黒柳俊之	
		課長	中村明	
		課長代理	梅永哲	
		チーフ長	菅野祐一	
			甲口信明	
			伊藤季代子	
		国際協力専門員	内山貴之	
		保科秀明		

独立行政法人国際協力機構 中国事務所

所長
所長
副所長
所長助理
所長助理

櫻田幸久
木村信雄
藤谷浩至
中村覚
木村友美

向社会性研究所
大阪産業大学
山梨大学大学院
大阪市立大学大学院
財団法人日本開発構想研究所
東京経済大学
明治大学

代表
教授
教授
教授
理事
助教授
専任講師

星野進保
今野修平
花岡利幸
矢作弘
阿部和彦
周牧之
菅野博貢

調査団 総括／都市発展戦略
副総括／マクロ・ミクロ経済政策
財政・金融制度
地方行政・行政再編
都市計画
都市インフラ整備
都市システム
社会構造・人口移動
社会制度（教育、保健医療、社会保障）
農村開発・社会配慮
農産物加工・バイオ
工業セクター計画
観光・文化振興
商業・物流
中小企業振興／貿易・投資促進
環境配慮／自然環境
都市政策
持続可能社会
産業制度／業務調整

運営管理
運営管理
運営管理

豊間根則道
白石正明
建部直也
梶田幸雄
張浩群
堀田紘之
谷藤正典
西野俊浩
石井幸造
永井靖隆
吉村浩司
三島一夫
柳原洋司
川初美穂
松井洋一
黒田康之
寺原譲治
杉田正明
大口修平

後藤田淳子
顔 慧
朱 暉